

広島県障害者自立支援協議会
「広島県障害者差別解消支援地域協議会」
平成30年度報告

平成30年3月

目 次

「広島県障害者差別解消支援地域協議会」について	2
広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について	3
各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について	7
県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数.....	11
協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について	34
協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について	41
広島県における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について.....	47
(平成 29 年度)	
広島県における障害者差別解消法に基づく『環境整備』の事例	55
(平成 29 年度)	
市町における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について.....	59
(平成 29 年度)	
市町における障害者差別解消法に基づく『環境整備』の事例	63
(平成 29 年度)	
広島県あいサポート運動企業・団体表彰について	66
「あいサポート運動」及び「あいサポート運動」出前講座に関する取組調査について	67
「あいサポート運動」出前講座 受講後アンケート調査について	69
平成 30 年度広島県障害者差別解消支援地域協議会委員名簿	71

「広島県障害者差別解消支援地域協議会」について

1 広島県障害者差別解消支援地域協議会に付託された事項

- ・ 障害者差別解消法施行後の対応について

2 平成 30 年度広島県障害者差別解消支援地域協議会において説明した事項

- (1) 広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について
- (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について
- (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について

3 平成 30 年度広島県障害者差別解消支援地域協議会開催状況

部会開催月日	主 な 議 題
第 1 回部会 11 月 2 日 (金)	広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第 2 回部会 3 月 8 日 (金)	広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

広島県による障害者差別解消法施行後の対応状況について

広島県障害者支援課

1 広島県の対応

(1) 相談件数（平成31年1月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

平成31年1月末時点の相談件数は、前年同期比114%と増加しております。

区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする 不当な差別的取扱い	合理的配慮 の不提供	計
平成30年度（1月末）	7	34	41
平成29年度（1月末）	7	29	36

相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	F A X	計
平成30年度（1月末）	19	18	3	1	0	41
平成29年度（1月末）	19	12	5	0	0	36

障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
H30	5	10	0	8	0	0	0	3	0	3	1	5	6	0	0	41
H29	6	7	0	7	0	0	0	1	0	6	1	5	1	0	2	36

H29年度、30年度ともに1月末時点の件数

場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
H30	11	2	4	2	2	4	5	2	3	2	0	0	0	0	0	4	0	41
H29	17	3	5	0	1	1	3	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	36

H29年度、30年度ともに1月末時点の件数

対応状況

適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。

(2) 合理的配慮の提供に関する情報提供件数 (平成31年1月末まで)

情報提供件数 (単位: 件)

年度	合理的配慮の提供
平成30年度(1月末)	12
平成29年度(1月末)	5

情報提供方法 (単位: 件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	計
平成30年度(1月末)	0	12	0	0	0	12
平成29年度(1月末)	0	4	1	0	0	5

障害種別 (単位: 件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
H30	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	12
H29	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

H29年度, 30年度ともに1月末時点の件数

場所 (単位: 件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
H30	1	0	3	0	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	2	0	12
H29	2	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5

H29年度, 30年度ともに1月末時点の件数

(3) 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

ア 平成30年度の取組

区分	月	内 容
県 庁	4月	障害者支援課新任職員研修(3回)
	4月	広島県職員初任者研修(前期)
	5月	広島県職員管理者研修
	6月	広島県人権問題職場研修推進員対象研修
	1月	広島県会計管理部
事業者	6月	学校法人福山医療学園附属施設 子ども園そら
	9月	明和会グループ
団 体	4月	療育を考える親の会 ひよこクラブ
	5月	広島国税局
	5月	広島大学大学院
	7月	福山市連合民生・児童委員協議会
	8月	三原市第3区民生委員・児童委員協議会
	8月	広島県要約筆記者養成講座(広島県難聴者・中途失聴者団体連合会)
	9月	広島県失語症者向け意思疎通支援者養成研修(広島県言語聴覚士会)
	9月	手話サークルりぼん
	10月	広島市立深川小学校
	10月	江田島市立能美中学校
	11月	安芸高田市立可愛小学校
	11月	広島県立三次青陵高等学校
	12月	広島市立矢野西小学校
	12月	広島市立山田小学校
	12月	広島県立高等技術専門学校・技術短期大学校
	12月	手話サークルクローバー
1月	安佐北区ろう者の会	
企 業	5月	筒井社会保険労務士事務所
	7月	学校法人福山医療学園
	8月	広島県中小企業家同友会
	8月	あいサポートリーダー研修
	9月	あいサポートリーダー研修
	10月	三菱エンジニアリング(株)福山事業所
	11月	一般財団法人広島市都市整備公社
	11月	OPP株式会社
1月	OPP株式会社	

イ 企業等へ訪問し，障害者差別解消法の啓発及び対応依頼

障害者差別解消法における，不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供についての事例提供を行った。

また，職員等への研修等，周知をお願いするとともに，県民に対する適切な対応をお願いした。

ウ ヘルプマークについての啓発及びあいサポート運動企業団体への認定申請依頼

県内の医療機関（医科・歯科・調剤 計約 5,600 箇所）及び 50 人以上の従業員を雇用している企業（約 2,100 箇所）に対して，ヘルプマークのポスター，チラシ及びあいサポート運動における出前講座の受講依頼等を送り，啓発を行った。

各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

1 職員対応要領の策定状況（平成31年2月1日時点）

市町名	策定状況	が"策定予定"の場合、その時期	が"策定済み"の場合、策定日付 が"策定しない"の場合、その理由
1 広島市	策定済み		平成28年3月24日
2 呉市	策定済み		平成28年2月2日
3 竹原市	策定予定	平成30年度中	
4 三原市	策定済み		平成28年3月31日
5 尾道市	策定済み		平成28年4月1日
6 福山市	策定済み		平成28年3月14日
7 府中市	策定済み		平成28年3月15日
8 三次市	策定済み		平成28年4月1日
9 庄原市	策定済み		平成29年4月1日
10 大竹市	策定済み		平成29年10月20日
11 東広島市	策定済み		平成28年4月1日
12 廿日市市	策定済み		平成28年4月1日
13 安芸高田市	策定済み		平成28年3月30日
14 江田島市	策定済み		平成28年10月1日
15 府中町	策定予定	平成30年度中	
16 海田町	策定済み		平成30年9月1日
17 熊野町	策定済み		平成28年4月1日
18 坂町	策定済み		平成28年4月1日
19 安芸太田町	策定済み		平成28年12月1日
20 北広島町	策定済み		平成28年7月1日
21 大崎上島町	策定済み		平成29年1月1日
22 世羅町	策定済み		平成28年4月1日
23 神石高原町	策定済み		平成28年3月10日

策定状況

区分	H30.10.1時点	H31.2.1時点
策定済み	21	21
策定予定	2	2
策定しない	0	0
未定	0	0

2 障害者差別解消支援地域協議会の設置状況（平成31年2月1日時点）

市町名	設置状況	：が"設置予定"の場合、その時期	：が"設置済み"の場合、設置日付が"設置しない"の場合、その理由	："設置済み"の場合、H30年度開催状況(開催日記入)
1 広島市	設置済み		平成28年9月20日	10/3, 3/8
2 呉市	設置済み		平成30年7月1日	3月(予定)
3 竹原市	設置済み		平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	3/14開催予定
4 三原市	設置済み		平成30年4月1日	未定
5 尾道市	設置済み		自立支援協議会(権利擁護部会)で対応	6/29,10/26,2月の予定
6 福山市	設置済み		平成28年7月26日 障がい者総合支援協議会(権利擁護支援部会)で対応	5/15, 7/17
7 府中市	設置済み		平成29年3月1日	31年3月末(予定)
8 三次市	設置済み		平成28年2月25日 障害者支援協議会の下部組織として差別解消支援部会の設置を承認	5/22, 7/10, 9/11, 11/26, 1/17
9 庄原市	設置予定	平成31年3月	障害者自立支援協議会の部会で対応予定(平成31年3月予定)	未定
10 大竹市	設置済み		平成29年4月1日	未定
11 東広島市	設置済み		平成28年12月28日	H31.2～3月中に1回
12 廿日市市	設置済み		平成30年1月25日	H31.3.26開催予定
13 安芸高田市	設置済み		平成29年3月1日 自立支援協議会権利擁護部会がその機能を持つことで対応	4月～1月開催なし 2月以降毎月第2水曜日
14 江田島市	設置済み		平成28年12月8日 地域自立支援協議会内の権利擁護部会において、差別解消支援部会の設置を承認	6/21,10/23,12/26, 1/29開催
15 府中町	設置済み		平成30年2月1日 自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	未定
16 海田町	設置済み		海田町地域自立支援協議会で対応(要綱改正H28.4.25)	未定
17 熊野町	設置済み		平成29年2月9日 自立支援協議会で対応	2月7日
18 坂町	設置済み		平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	未定
19 安芸太田町	設置済み		自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	3月中
20 北広島町	設置済み		平成28年6月23日(自立支援協議会で対応)	3月開催予定
21 大崎上島町	設置済み		自立支援協議会で対応	毎月第2水曜日
22 世羅町	設置済み		自立支援協議会(権利擁護部会)においてその機能を持つことで対応	11/22, 3/15(予定)
23 神石高原町	設置済み		平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	2月～3月(予定)

設置状況

区分	H30.10.1時点	H31.2.1時点
設置済み	22	22
設置予定	1	1
設置しない	0	0
未定	0	0

3 平成30年度 普及啓発等の取組

区分	平成30年度の取組内容(実施予定の取組を含む)
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民, 障害福祉団体, 関係事業者向け出前講座等の実施 ・ホームページを活用した行政機関等における合理的配慮の提供事例の紹介 ・パソコン起動画面を活用した職員向け啓発の実施 ・企業訪問により, 制度の周知及び職員研修等の実施を依頼
広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民, 事業者向け出前講座等の実施 ・職員研修の実施(新規採用職員研修, 公務員倫理研修, 福祉のまちづくり職員研修, 人権問題職場研修リーダー養成講座, 障害者差別解消法研修) ・障害者等からの相談窓口の運営及び相談事例の全庁的な共有 ・ホームページを活用した相談事例の紹介 ・障害者週間に合わせ, 市広報紙に障害者差別解消法についての記事を掲載 ・民間団体等の広報誌に障害者差別解消法についての記事を掲載 ・広島市障害者差別解消支援地域協議会の開催 ・障害を理由とする差別の解消に向けた講演会の開催 ・職員を対象に「ユニバーサルマナー研修会」を開催
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの配布 ・新入職員研修での説明 ・市役所庁内LANへの相談事例等の掲示による啓発及び事例共有 ・民生委員や市民向けに出前講座を開催
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる周知 ・広報紙・自立支援協議会会議で周知
三原市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間初日(12/3)に街頭キャンペーンを実施し, 障害者差別解消法のリーフレットを配布 ・民生委員, 市内事業所等を対象に出前講座を実施 ・ホームページによる周知 ・コミュニティ放送(FMみはら)に自立支援協議会 権利擁護部会員が出演し, 障害者差別解消法について広報の実施
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し合理的配慮の事例等を庁内掲示板へ掲載し周知 ・新規採用職員研修で説明 ・市民向け出前講座 ・障害者団体向けの研修実施 ・当事者や福祉事業所職員による市職員への研修
福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの出前講座の実施 ・庁内研修(新採用職員研修, 新任管理者研修)の実施 ・昨年度作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布 ・ホームページによる啓発
府中市	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消の理解を促進するイベントの開催 ・市民向け出前講座 ・障害者差別解消の理解を促進するためのコラムを広報へ掲載
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供事例を市広報に連載 ・新規採用職員研修で障害者差別解消法を説明 ・[ひと・かがやきフェスタ]の中で発達障害への理解のための講演会を共催
庄原市	市職員(新採職員)に対して, 障害者差別解消法についての研修会を実施(11月下旬)

区分	平成30年度の取組内容(実施予定の取組を含む)
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙, ホームペ - ジへの掲載 ・啓発パンフレットの配布
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員等出前講座の実施 ・職員に対する啓発の実施
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、障がいのある当事者や家族を講師に迎え、研修会を実施 ・障がいのある当事者や家族による講演会の実施(12/8) ・「不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮事例の提供」と題しての研修会実施(1/10) ・障がい特性を掲載したリーフレットの作成 ・自立支援協議会を通じた障がい当事者からの合理的配慮好事例の把握
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙, ホームペ - ジへの掲載 ・障害に関する理解促進事業の実施 (発達障害啓発週間における図書館特設コーナーの設置, 発達障害講演会, にんげんフォーラム, 市内障害者施設パネル展, あいサポート展(巡回展示)及び市内障害者施設芸術作品展, 福祉施設事業所販売会「あじさい横丁」)
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの窓口設置
府中町	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に関する理解促進事業の実施 広報ふちゅう12月号に障害者(事業所)の特集記事を掲載 あいサポートアート展とあわせて町内事業所の作品展等を実施(平成31年1月) ・当事者を交えた職員研修を実施予定(3/6)
海田町	<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間にあわせて, 広報誌に障害者差別解消法についての記事を掲載
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙, ホームページへの掲載 ・啓発パンフレットの配布
坂町	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報誌への掲載 ・啓発パンフレットの窓口設置
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の身体障害者相談員, 知的障害者相談員の連絡会議において県内の状況など周知・報告(平成30年5月) ・町が発行する「障害の福祉サービスの手引き」に差別解消法についてを掲載し, 手帳所持者全員へ配布(平成30年7月)
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌での啓発, 人権擁護委員研修で周知
大崎上島町	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ掲載, 当事者団体会合での説明, イベントでのパンフレット配布
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページへの掲載 ・啓発パンフレットの窓口設置
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パンフレットの配布

県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において 対応した相談件数（平成30年4月～平成31年1月）

区 分	相談件数		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供		合理的配慮の提供 (情報提供件数)	
	H30		H30		H30		H30	
広島県	障害者支援課	41 (20)	7 (3)	34 (17)	12 (3)			
	教育委員会	0	0	0	0			
	公安委員会	6 (3)	0	6 (3)	0			
広島市	18 (11)	10 (6)	8 (5)	0				
呉市	0	0	0	0				
竹原市	0	0	0	0				
三原市	2 (1)	0	2 (1)	0				
尾道市	2 (1)	2 (1)	0	0				
福山市	0	0	0	0				
府中市	0	0	0	0				
三次市	0	0	0	0				
庄原市	0	0	0	0				
大竹市	0	0	0	0				
東広島市	3	0	3	0				
廿日市市	0	0	0	2 (2)				
安芸高田市	0	0	0	0				
江田島市	0	0	0	0				
府中町	1 (1)	0	1 (1)	0				
海田町	0	0	0	0				
熊野町	0	0	0	0				
坂町	0	0	0	0				
安芸太田町	0	0	0	0				
北広島町	0	0	0	0				
大崎上島町	0	0	0	0				
世羅町	1	0	1	0				
神石高原町	0	0	0	0				
計	74 (37)	19 (10)	55 (27)	14 (5)				

()内は平成30年10月～平成31年1月の間の相談件数

相談件数(総数)【平成30年4月～平成31年1月】

相談機関	件数
県	41
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	6
市町	27
計	74

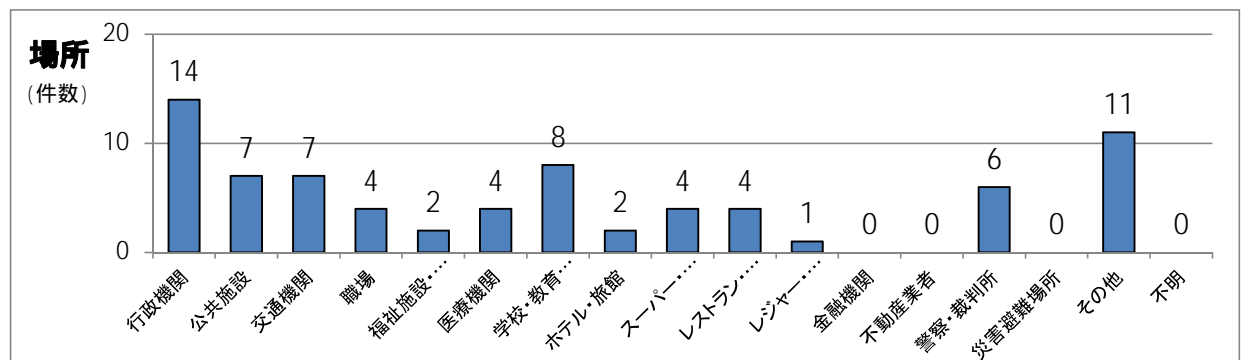
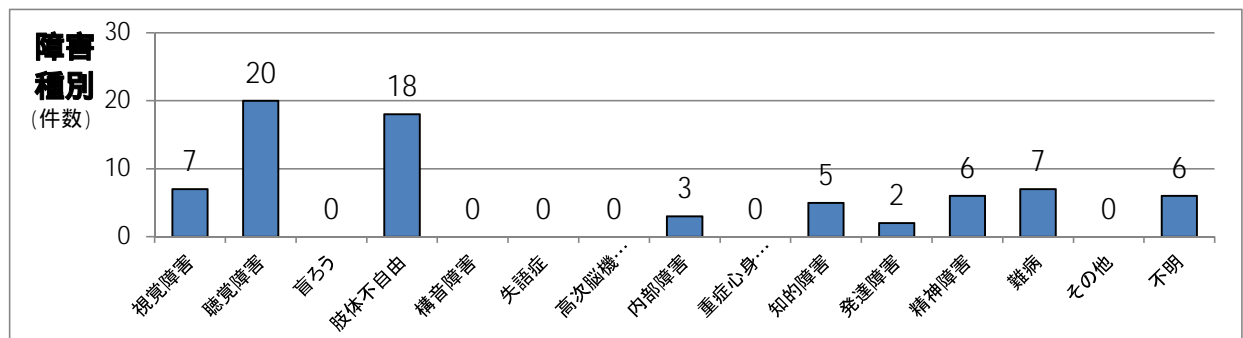
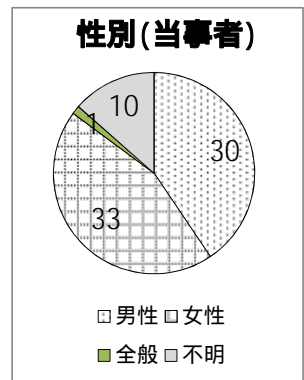
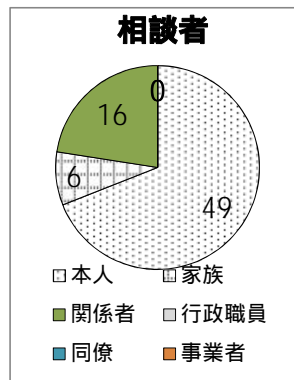
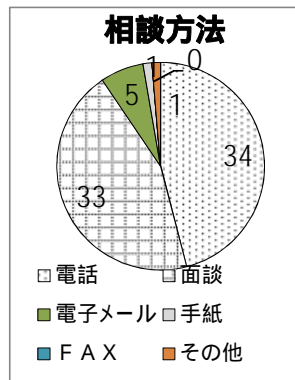
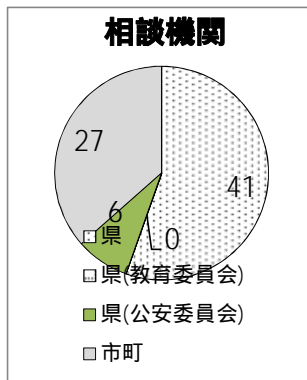
相談者	件数
本人	49
家族	6
関係者	16
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	3
計	74

障害種別	件数
視覚障害	7
聴覚障害	20
盲ろう	0
肢体不自由	18
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	3
重症心身障害	0
知的障害	5
発達障害	2
精神障害	6
難病	7
その他	0
不明	6
計	74

場所	件数
行政機関	14
公共施設	7
交通機関	7
職場	4
福祉施設・事業所	2
医療機関	4
学校・教育施設	8
ホテル・旅館	2
スーパー・デパート・小売店	4
レストラン・飲食店	4
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	6
災害避難場所	0
その他	11
不明	0
計	74

相談方法	件数
電話	34
面談	33
電子メール	5
手紙	1
FAX	0
その他	1
計	74

性別(当事者)	件数
男性	30
女性	33
全般	1
不明	10
計	74



相談件数(不当な差別的取扱い)【平成30年4月～平成31年1月】

相談機関	件数
県(障害者支援課)	7
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	12
計	19

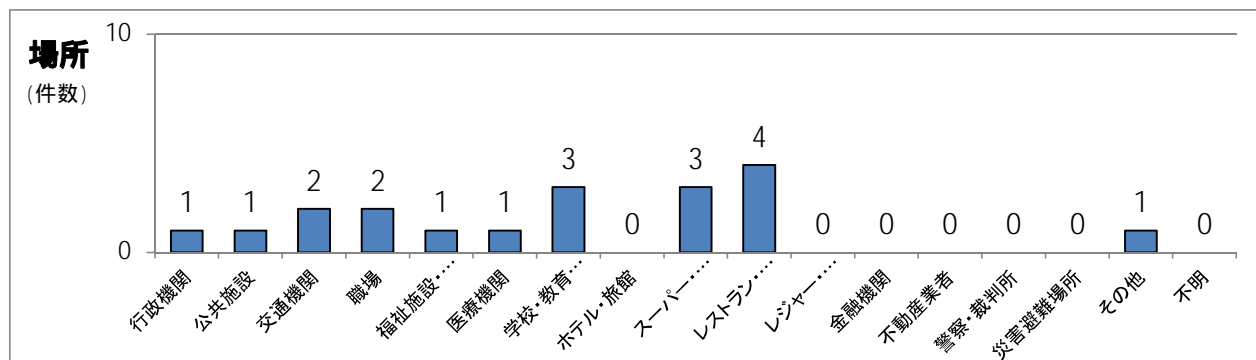
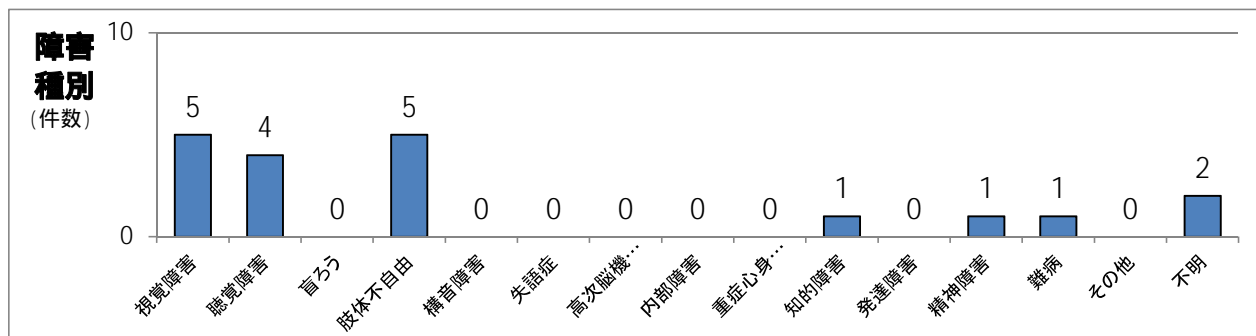
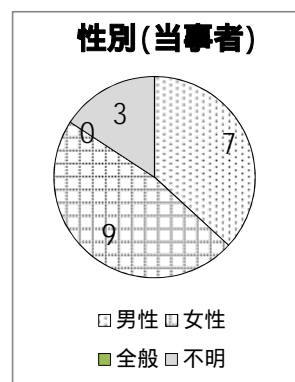
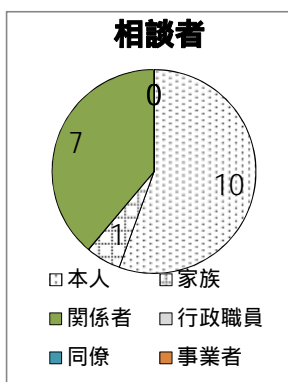
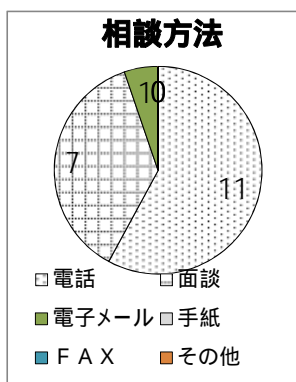
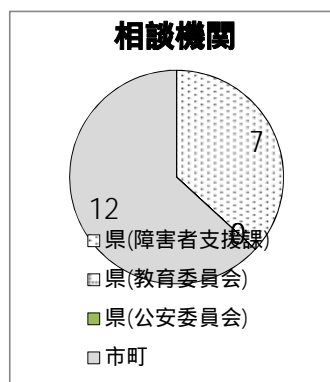
相談者	件数
本人	10
家族	1
関係者	7
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	19

障害種別	件数
視覚障害	5
聴覚障害	4
盲ろう	0
肢体不自由	5
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	1
発達障害	0
精神障害	1
難病	1
その他	0
不明	2
計	19

場所	件数
行政機関	1
公共施設	1
交通機関	2
職場	2
福祉施設・事業所	1
医療機関	1
学校・教育施設	3
ホテル・旅館	0
スーパー・デパート・小売店	3
レストラン・飲食店	4
レジャー・娯楽施設	0
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	1
不明	0
計	19

相談方法	件数
電話	11
面談	7
電子メール	1
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	19

性別(当事者)	件数
男性	7
女性	9
全般	0
不明	3
計	19



相談事例(障害を理由とする不当な差別的取扱い)

集計期間:平成30年4月～平成31年1月

障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	電子メール	その他	福祉施設・事業所	不明	視覚障害	養護老人ホームの入所待機者が盲導犬同伴での入所を希望していましたが、入所の順番になった時、養護老人ホームが「現在、入所している高齢者が盲導犬の受け入れを拒否しているため、同伴での入所はできない」と断られた。	盲導犬協会、施設、施設の現入所者、市町の介護部門、当事者を含めて協議を実施。施設としては、盲導犬同伴の入所を拒否はしないとのことになったが、当事者より、他の入所者への影響を考えて、今入所することは自分にとってよくないと考え、入所を辞退することとされた。
2	電話	関係者	学校・教育施設	男性	視覚障害	県内の学生吹奏楽コンクール(招待)に参加申し込みをしたところ、主催者から、盲導犬同伴での入場は断ると言われた。理由は、「演奏中に犬が突然吠えたら、生徒の演奏に影響する」、「イベントは祭りだが、コンクールである」、「犬のせいでコンクールに支障をきたしては困る」というものだった。別室で犬を待たせるなら受け入れる、犬と離れては困るのなら、入場を断るとのことだった。県から詳細の確認をして欲しい。	施設、学校及び後援団体等関係機関へのヒアリング及び盲導犬についての説明をし、同伴での入場が可能となった。
3	電話	本人	レストラン・飲食店	女性	肢体不自由	介助犬ユーザーが、広島駅の飲食店において入店を拒否され、ユーザーの方が介助犬について説明したが、魚を扱っているため犬は入店できないと言われ入店を拒否された。	店長へ状況の確認。「店員がペットの入店と報告したため拒否したが、改めて話を聞くと補助犬であることに気づきお客様の後を追いかけたが、お客様を見つけることができなかった。誠に申し訳ないことをしたと思っている」とのことだった。補助犬の同伴を受け入れることについて理解していただき、パンフレット等資料を送付した。
4	面談	本人	医療機関	女性	聴覚障害	公費負担の受給者証を所持している方が、医療機関でのリハビリを利用する際、長時間待たされたうえに、「お金を払ったらすぐにします。払わない人は後回しです。」と、お金を払う人が優先だと言われた。公費負担で、自己負担はないはずなのに、自分で払わない人は後回しと言われて、障害者を差別していると腹が立った。病院への苦情と、どういことが聞いてほしい。	医療機関へ確認したが、事実関係は確認できず。「当然そのような対応はしていないし、これからもしない。」とのこと。
5	電話	本人	交通機関	女性	肢体不自由	タクシーに乗ろうとした際に、足が不自由なため、うまく乗り込めなかったが、乗務員は介助もしてくれず、結局、乗車拒否にあった。差別用語を使つての暴言もあった。	県タクシー協会へ電話したところ、相談者が同協会へも電話していたため、協会がタクシー会社へ事実確認を行っていた。それによると、相談者から配車依頼があり行ってみると、相談者が店から従業員に抱えられて出てきた。付添人もおらず、介護の資格のない乗務員が本人を抱えて乗車させることはできないため、本人に説明の上、乗車をお断りしたとのこと。今後は、もっと丁寧に説明していくよう心掛けるとのこと。当該タクシー会社へは、法の趣旨を伝え、適切な対応を依頼した。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
6	電話	本人	交通機関	男性	不明	タクシー料金を払う際に、身体障害者手帳と福祉タクシー券を出したが、受け取りを拒否された。	当該タクシー会社へ電話したところ、相談者のタクシー料金が500円以下だったので、市の福祉タクシー券(500円券)は使えないと乗務員が認識誤りをしていため受け取らなかったとのこと。乗務員には福祉タクシー券の正しい取扱いについて周知したとのこと。市からも、福祉タクシー券の利用について、適切な対応を依頼した。
7	電話	本人	職場	女性	精神障害	勤務先には障害があることを伝えているが、人事担当者から何回も障害に関して不愉快な発言をされたので、会社の上部組織に相談した。しかし、その後、人事担当者から自分に対する連絡がない。	相談者は、再度、会社に働き掛けてみるとのことだった。雇用関係があるので、まずは相談者と会社でよく話し合い、それでも解決できない場合は労働基準監督署に相談するよう伝えた。
8	面談	家族	公共施設	女性	不明	市営駐車場を利用し、妻(障害者)は体調が悪かったので一旦家に送って、障害者割引の精算に行った際に、職員に「障害者本人を連れてこい。連れてこないと言われ不快だった。 常駐の職員がいない市営駐車場では、一旦支払いをした後で、別の場所へ行き、精算手続きをすることになっている。	担当課に確認したところ、「本人確認のために、できれば同乗していただきたい」と言ったことに不満を持たれたようであるとのこと。 「(減免対象者を)連れてこい」とは言っていないが、今後は説明の仕方に気を付けるとのこと。
9	面談	本人	レストラン・飲食店	男性	肢体不自由	昼に入店したところ、昼間は混み合うので、と車椅子での入店を拒否された。やむなく店を出ようとしたところ、再度念押しするように車椅子の対応ができない旨を言われた。店には2～3度行ったことがあったが、そのようなことを言われたのは初めてだった。子連れや大人数の客も断っているようだが、車椅子を理由に入店を拒否されたのは悔しい思いをした。	差別をした意識はなく、子どもや大人数のお客も断っており、障害を理由として断ったわけではないとのこと。相談者は、今後同じことが起きないようにしてほしいとのことであったので、今後も店側に理解を求めていくこととする。
10	電話	関係者	レストラン・飲食店	男性	視覚障害	飲食店における盲導犬の受け入れ拒否があった。 盲導犬ユーザー飲食店にて入店を拒否された。店長・社長に対し法律があることも交えながら説明したが、どうしても受け入れられないと断られた。 以前も利用したことがあり、その時は入店できたのに、今回は断られた。 次に利用するときや他のユーザーの方も気持ちよく利用できるようになってほしい。	法律の内容及び補助犬はペットではなく、体の一部であることを伝え、今後は補助犬を受け入れることと了承された。
11	電話	関係者	スーパー・デパート・小売店	女性	肢体不自由	アパレル店にて、介助犬の受け入れを拒否された。 介助犬について店員へ説明し、店員が本部に確認をしたが、本部の意向で入店はできないと言われた。	企業へ確認したところ、「介助犬について勉強不足で、お客様には大変失礼なことをしたので謝りたいと思っている。」とのことだった。 相談者へその旨を伝え、謝罪の気持ちがあるだけで十分なので、連絡先は伝えないことと了承された。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
12	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	デパートにて、住民に商品券が配られた。一人1枚だったが、みんな何度も並んでもらっていたので、自分も並んでもらった。そのことで、社員から自分だけみんなの前で名前を言われ、「あのひとは、障害者だから」と言われた。みんなも何度ももらっていたのに、自分だけ名前を言われたのは、差別ではないか。	企業へ相談内容を伝えることで了承された。
13	面談	本人	その他	女性	聴覚障害	民間事業者が日常生活の困りごとをサポートしてくれるサービスにFAXで申し込みをしたところ、入会時にはFAXでの申し込みが可能と聞いていたのに、受付を断られた。	事業者を確認したところ、当該サービス業務を請け負っている会社との連携ミスによるものであり、今後、取扱いを改めるとのこと。
14	面談	本人	行政機関	男性	視覚障害	役所へ行ったときに、職員が名札を相談者の目の前に近づけた。視覚障害者に対して差別的な態度だ。	対応した職員は、相談者から名前を聞かれたので、名乗るとともに名札を胸のあたりに差し出した。そうしたら「見えない」と言われたので、名札を目の高さに近づけたが、目の前に突き出すようなことはしていないとのこと。職員には、職員対応要領を踏まえた対応をするよう伝えた。相談者にも対応した職員の主張を伝え、職員とよく話し合うよう伝えた。
15	電話	関係者	スーパー・デパート・小売店	女性	視覚障害	盲導犬と一緒に店に入ろうとしたところ、「食べ物を扱っているから」という理由で入店拒否された。	盲導犬の関係団体から、店舗を経営する会社の相談窓口で電話して状況説明し、解決策を求めたところ、本社は身体障害者補助犬の入店を認めており、従業員への指導不足が招いたこととして、指導の徹底を約束したとのことだった。
16	面談	関係者	学校・教育施設	不明	聴覚障害	難聴児の高校受験に際し、高校側から、英語の授業にヒアリングがあることや、通学時に交通事故に遭う危険がある等の理由で、専願入試は受け付けられないと言われた。合理的配慮をしてもらえれば大丈夫だと伝えたが、理解してもらえなかった。	市教委では、当該事例を県の担当課へ伝え、指導を依頼した。その後、担当課にて、校長を呼んで状況を確認し、法の趣旨に沿った適切な対応をお願いした。なお、このケースについては、授業や通学面での必要な配慮等を確認するために一般入試を提案したものであり、受験を拒否するというものではなかった。
17	電話	関係者	学校・教育施設	女性	難病	難病の生徒の高校受験に際し、高校側から、人員が少ないので支援できない等の理由で、専願入試は受け付けられないと言われた。支援は必要ないと伝えたが、理解してもらえなかった。	市教委では、当該事例を県の担当課へ伝え、指導を依頼した。その後、担当課にて、校長を呼んで状況を確認し、法の趣旨に沿った適切な対応をお願いした。なお、このケースについては、障害を理由とするものではなく、欠席日数が基準を満たしていないことなどが理由としてあった。
18	電話	関係者	職場	不明	聴覚障害	聴覚障害者である同僚が、健常者とほぼ同じ仕事をしているのに昇給がなかった。	会社と雇用関係があるので、管轄のハローワークへ相談するよう伝えた。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
19	面談	本人	レストラン・飲食店	男性	肢体不自由	飲食店にお昼に入店したところ、昼間は混み合うので、と車椅子での入店を拒否された。やむなく店を出ようとしたところ、再度念押しするように車椅子の対応ができない旨を言われた。店には2～3度行ったことがあったが、そのようなことを言われたのは初めてだった。子連れや大人数の客も断っているようだが、車椅子を理由に入店を拒否されたのは悔しい思いをした。	差別をした意識はなく、子どもや大人数のお客も断っており、障害を理由として断ったわけではないとのこと。相談者は、今後同じことが起きないようにしてほしいとのことであったので、今後も店側に理解を求めていくこととする。

相談件数(合理的配慮の不提供)【平成30年4月～平成31年1月】

相談機関	件数
県	34
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	6
市町	15
計	55

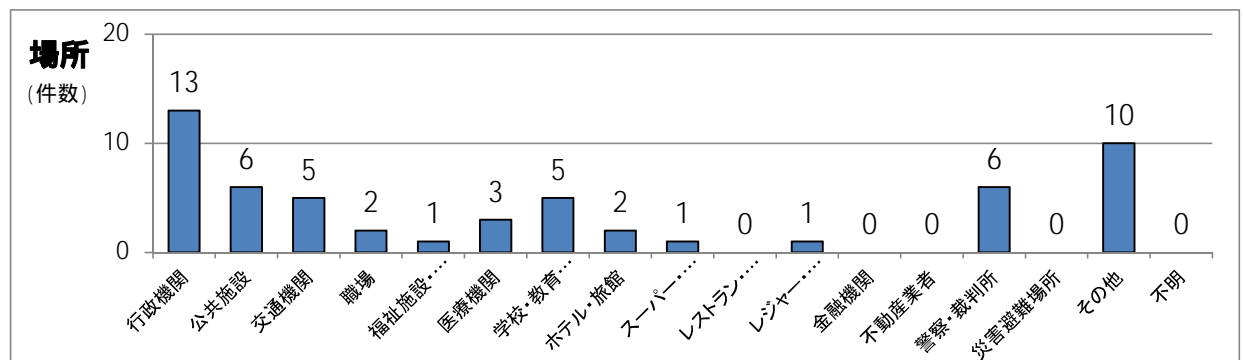
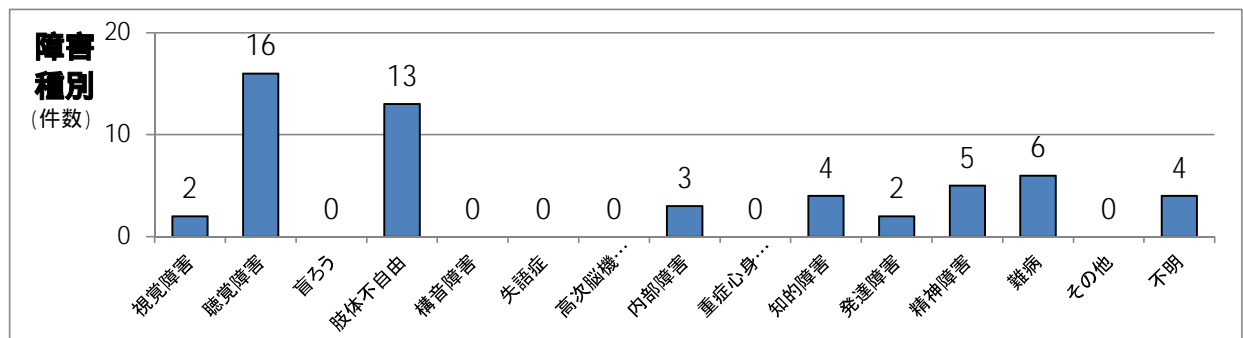
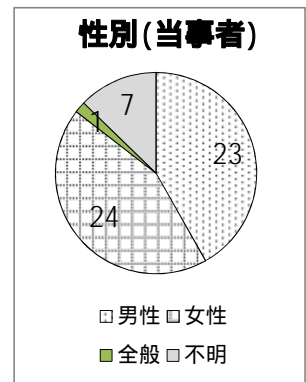
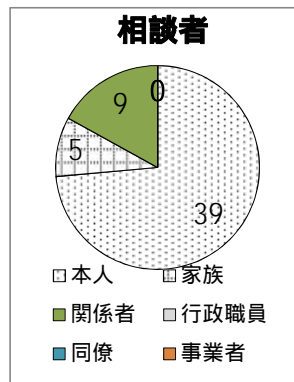
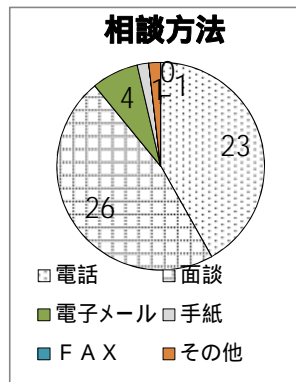
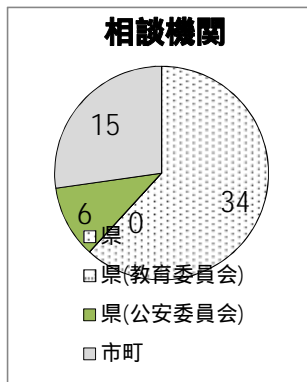
相談者	件数
本人	39
家族	5
関係者	9
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	2
計	55

障害種別	件数
視覚障害	2
聴覚障害	16
盲ろう	0
肢体不自由	13
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	3
重症心身障害	0
知的障害	4
発達障害	2
精神障害	5
難病	6
その他	0
不明	4
計	55

場所	件数
行政機関	13
公共施設	6
交通機関	5
職場	2
福祉施設・事業所	1
医療機関	3
学校・教育施設	5
ホテル・旅館	2
スーパー・デパート・小売店	1
レストラン・飲食店	0
レジャー・娯楽施設	1
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	6
災害避難場所	0
その他	10
不明	0
計	55

相談方法	件数
電話	23
面談	26
電子メール	4
手紙	1
FAX	0
その他	1
計	55

性別(当事者)	件数
男性	23
女性	24
全般	1
不明	7
計	55



相談事例(合理的配慮の不提供)

集計期間:平成30年4月～平成31年1月

障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
1	電話	本人	行政機関	女性	精神障害	上司からのパワハラ的な言動で体調を壊している。2年前に休職を申し出た際、「次に体調を壊すようなことがあったら、辞めてもらう」と言われ、ストレスで体調がさらに悪化している。今年、上司との面談時に、配慮の提供を求める旨を言おうとしたが、高圧的な対応で、復職が怖い。	雇用、労働に関しては改正障害者雇用促進法の対応となる。広島県では、障害者差別解消法の職員対応要領等があり、行政職員として障害者に対する合理的配慮の提供は法的義務となっている。広島県職員の窓口として「障害のある職員のための相談窓口」を伝えた。
2	面談	本人	交通機関	女性	視覚障害	電車やバスを利用する際は、パスピーを使用している。白杖を持っているせいか、駅員や乗務員から、パスピーの残額は 円ですよと大きな声で伝えられ、周囲にこれだけの金額を持っていることが知られてしまうことに困っている。法の施行後、配慮が増えているが、伝える環境も考えて配慮をしてほしい。	配慮の提供をしたつもりが、逆になってしまう可能性もあり、状況に応じた対応が必要となることを、あいさサポート研修等で伝えていくことで了承された。
3	電話	本人	行政機関	女性	精神障害	近所の市立保育施設の改修工事の騒音等があり、体調が悪くなった。市町にしっかりと対応してほしい。	市町の担当課へご相談があった旨を伝えることで了承された。市町の担当課と継続して話し合いをしている。
4	電話	本人	交通機関	女性	内部障害	バスを利用しているが、内部疾患の他にも障害をもっており、優先席を利用したいが、その際、周囲の視線が気になる。外見で障害を理解してもらうのは難しい。ヘルプマークについて教えて欲しい。	ヘルプマークと合わせてヘルプマークカードの趣旨、目的などの説明を了承された。
5	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	障害により手が震えてしまうため、レジで支払う際、時間がかかってしまう。店員から、急かされたり、嫌な言葉を使われる。県から、お店の本社へ、障害者差別解消法についてと合理的な配慮を望んでいることを伝えて欲しい。	本社へ情報提供し、障害者差別解消法の理解と合理的配慮の徹底について依頼をした。
6	電話	本人	行政機関	不明	精神障害	美術館を訪れた際、駐車場が満車のため、係員に相談したところ不快な対応だった。精神障害があることを伝えたが、近隣のコインパーキングを利用をするよう言われた。その言い方が、障害者に対する配慮に欠けていた。担当者伝えておいてほしい。	美術館に伝えることで了承された。
7	面談	本人	その他	女性	聴覚障害	災害用のFAXについて、市町に登録しているが、字が小さくて読みにくい。もっと大きな文字にして欲しい。	市町の防災担当へ確認。FAXの文字の大きさについては、FAXを一斉送信するシステムに依存しているものであり、変更ができない。県も災害情報をメール発信しているため、メールの登録・活用を提案した。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
8	面談	本人	その他	女性	聴覚障害	聴覚障害者用の災害情報FAXを、市町へ登録しているが、字が小さくてルーペが必要くらい見づらい。もっと大きな文字にしてほしい。命に係わる緊急時に、確認作業に時間を要しては、いざという時に困る。	市町の防災担当へ確認。FAXの文字の大きさについては、FAXを一斉送信するシステムに依存しているものであり、変更ができない。県も災害情報をメール発信しているため、メールの登録・活用を提案した。
9	面談	本人	その他	男性	聴覚障害	市町の聴覚障害者用の災害情報FAXを登録をしている。災害が多いから仕方がないが、たくさんFAXがくる。聞こえないので情報は助かるが、字が小さすぎて、すぐ何のことかわからない。半分が白いままなので、読みやすいように大きな文字にしてくれたら、パッと見てわかるので、早く行動できると思う。聴覚障害の高齢者のことを考えてほしい。配慮の提供をして欲しい。	市町の防災担当へ確認。FAXの文字の大きさについては、FAXを一斉送信するシステムに依存しているものであり、変更ができない。県も災害情報をメール発信しているため、メールの登録・活用を提案した。
10	面談	本人	医療機関	女性	肢体不自由	医療機関での、書類の記入台について、車椅子で記入ができる高さの台があるが、足が入る部分は物入れになっており、足を入れることができないので使えない。実際に車椅子用の台ではないのか、置いてあるだけの物入れなら仕方がないが、見た感じ台に見えるし、そのように使用している。車椅子使用者に配慮をして欲しい。	医療機関に訪問し現地確認。仕切りのある記入台のカウンターがあり、一番端に低めになっている台があったが、その台は、下が物入れになっていた。総合受付に確認し、今後台の改良をし、足が入るスペースを作るとのこと。
11	面談	本人	行政機関	女性	難病	免許センターで必要書類に記入する際、見本を見ながら、記入台を使うが、その台は車椅子使用者にはとても使いにくい高さになっている。非常に難しく、施設としての環境の整備はないのか。こちらから申し出て別室に通されて記入するのではなく、車椅子使用者が使える記入台を置いて欲しい。	車椅子の方は、申し出により個々に対応をしている。別室に案内し、見本を準備し記入する方法を取っている。
12	面談	その他	行政機関	女性	肢体不自由	免許の更新時、障害者手帳の提示を求められ、見せるとすぐに「診断書を提出して」と言われた。それは義務なのか。当日は持ち合わせていないので、後日診断書を郵送したが、障害があると誰でも提出を求められるのか。	平成26年道路交通法により、一定の病気に係る運転者対策が強化され、診断書の提出を推奨する場合がある。一定の病気とは、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症など、運転に支障をきたす病気や障害のことを指す。外傷的なもの、整形外科的なもので除外されることもある。診断書の提出が無くても免許の交付は可能。医師から運転可能と証明された安心感として、提出を勧めている。質問票の記入結果と対象疾病に該当するものがあれば、診断書の提出を求めているが、強制ではない。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
13	面談	家族	学校・教育施設	男性	内部障害	支援学級に通っているが、毎日朝登校して1時間程度で帰宅する。補助員1人が息子の担当をしたが、10時には帰宅している。担任に聞くと、15分くらいは机についていられる、とのこと。STでのリハビリは1時間行っており、順調に効果を上げている。学校との評価の違いがあまりにも大きいことも疑問に感じている。担任も補助員も障害の理解や支援をするには知識不足を感じる。補助員の変更は断られたが、今のままでは、スムーズな学校生活を送れない。授業内容も重度の知的障害児に合わせているため、息子の能力と合わない。障害者差別解消法の観点から、障害特性に合った合理的配慮の提供がなされていない。教育委員会に配慮をしてもらいたい。	自分から教育委員会へ話をしているとのことで、情報提供としてお聞きした。
14	電話	本人	職場	男性	精神障害	就職しているが、職場の上司からは、障害者に対する差別的な発言があり、退職、及び転職をしたい。上司がとても怖くて、退職したいことが伝えられない。困っている。支援をしてもらえるか。	雇用、労働に関する障害者差別は、改正障害者雇用促進法で対応することを伝え、本人の希望により、退職等の支援については、担当エリアの障害者就業・生活支援センターに相談支援を案内した。その後、本人より、自分で職場へ退職の意思を伝えたと報告あり。
15	面談	本人	医療機関	女性	難病	医療機関の診察券を入れる場所が、高い位置にあり、車椅子のままでは手が届かない。これは合理的配慮の提供がなされているのか。医療機関という場所だけに、患者への環境の整備をして欲しい。	医療機関を訪問し現地確認。受付担当者より、入り口に、エプロンをつけたボランティアが数人おり、お手伝いが可能である。難しい場合は声をかけてもらえばサポートをする。また、総合受付には、看護師を配置しているので、困ったときは相談を受ける体制があるとの結果を相談者に伝えた。
16	面談	本人	交通機関	女性	難病	空港までのバスを利用したいが、車椅子対応について不安がある。利用したい旨を電話すると、介助します、乗車時に介助するとのことだが、立位が難しい車椅子利用者に対する合理的配慮の提供を知りたい。	【A社】車椅子の方が乗車の際は、車椅子をバスの側面に収納し、一番前の優先席を利用してもらっている。車椅子のままの乗車は難しい。付添が居ない場合は乗務員が補助をする。 【B社】車椅子の方が乗車の際は、乗務員が肩を貸す程度の補助は可能だが、専門的なスキルは無い。トラックに車椅子を入れて、座席の方に座っていただく。車椅子対応のバスの導入をお願いした。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
17	電話	本人	医療機関	男性	難病	健康診断の受診のため、医療機関で最初の検尿のために、障害者用トイレに入った。しかし、トイレが狭く、車椅子の動きが取れず、緊急ボタンを押したが誰も来なかった。困って何回もボタンを何度も押したが誰も来ない。仕方ないので大声で叫んだ。ドアの向こうの会話が聞こえていた。こちらの声が聞こえているはずだが、誰も来ない。さらに大きな声で「出してくれ」と何度も叫んだら、やっと職員が来た。後で偉い人が来て、謝罪があり、緊急ボタンの電池が切れていたと説明を受けた。とても検査を受ける気になれず帰る事にした。障害者に対する対応として、問題だと思う。県から意見してほしい。障害者差別にあたる。	医療機関へ確認。当日は、身障者のフォローをするエスコートという方が更衣を手伝い、その後検尿に行かれて、本来、トイレのドアにエスコートが待機をしているはずであるが、たまたま車いすの方が他に来院され、そちらのフォローのために5、6分離れてしまっていたとのこと。非常ボタンがなかったことについては、機器不良によるもので、こちらについては早急に電池交換および修理を済ませたところ。謝罪後、出来れば時間をおいて検診をお願いしたかったが、帰られてしまった。このようなことが二度と起きないように対応をしていくとのこと。
18	面談	関係者	警察・裁判所	女性	聴覚障害	交番不在時、聴覚障害者が連絡できる手段が欲しい。テレビ電話、FAX等を設置して欲しい。	テレビ電話等については、予算上即設置することは困難であることを説明するとともに、空き交番対策として、交番相談員を配置している旨を説明。
19	面談	関係者	警察・裁判所	女性	聴覚障害	免許センターへ講習に訪れる聴覚障害者のために、手話通訳を常駐させて欲しい。	手話通訳者を常駐するのは困難であるため手話講習受講職員を運用していること、窓口対応として筆談用のホワイトボードを設置済みであることを説明。聴覚障害者を対象とした特定任意講習を年2回実施していることを説明。
20	電話	本人	警察・裁判所	男性	肢体不自由	免許センターの身障者用トイレにウォッシュレットを設置して欲しい。	予算要求を行う旨を説明。免許センター各階に身障者用トイレは設置しているが、健常者用トイレも含めウォッシュレットの設置はない。東部免許センターは多目的トイレ3基共に設置あり。
21	面談	本人	公共施設	男性	不明	市営駐輪場を利用した際、障害者減免を受けるため手帳をモニターカメラにかざして見せたところ、障害者への配慮のない態度をとられた。障害者手帳をモニターカメラを通じて見せたくない。	係員が常駐している時間(7時～21時)については、減免の手続きを従来の方法(係員が直接確認)でも行うこととした。
22	面談	本人	交通機関	不明	肢体不自由	下肢に障害があり、段差が高い場合は、自分でバスに乗ることができない。ヘルプマークをかざしたら、停留所の歩道寄りにバスを停めてもらうよう、バス会社に要望してもらいたい。	広島県バス協会へ電話し、相談内容を伝えると共に、障害者への配慮に努めるよう依頼した。
23	電話	家族	学校・教育施設	女性	肢体不自由	娘が通学している専門学校の実習で、脈をとる実習があったが、娘は病気のため指がしびれていて、脈をとることができないため、実習を受けることができない。脈をとるには他の方法もあるので、認めてもらいたい拒否されている。学校へは、すでに要望しており、学校側も努力義務であることを理解しているようだ。	相談者は市の相談窓口の弁護士相談を予約されており、弁護士の意見を聞いていただくこととした。
24	面談	本人	行政機関	不明	不明	市役所に車で来庁した際、「思いやり駐車場」利用証の交付を受けていなかったが、怪我をしており歩行が困難であるため「思いやり駐車場」に駐車しようとしたところ、事情を話したにもかかわらず警備員から睨まれた。	庁舎管理担当から警備員の派遣元に障害者差別解消法の説明を行い、今後このような対応をしないよう指導した。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
25	面談	本人	その他	男性	聴覚障害	パソコン教室を受講した説明会に参加した。自分は聴覚障害者であるが、説明会のチラシに電話番号しか記載がなかったため、今後の連絡方法としてFAXもしくはメールを使えるようにしてもらえないか要望したが、設備が整っていないこと、メールは特別の時にしか使用していないこと、を理由に断られた。合理的配慮に欠けるのではないか。	FAXは使用しておらず、メールは内部連絡用なので外部に公開をしていないが、今後、FAX・メールを導入するよう依頼した。
26	面談	本人	その他	男性	聴覚障害	インターネットの契約を切り替える必要がある、というチラシが届き、手続きをしている。業者へ電話連絡する必要があるため、代理で電話連絡をお願いしたら、本人でないと言われた。市の電話通訳で、問合せ先に合理的配慮を要望したが、絶対に電話でないと言われたと言われた。しかも、こちらで手話通訳者を用意すればいい、とも言われた。切り替えは業者の都合なのに、自分が手話通訳を用意するなんて理不尽だ。合理的配慮に欠ける。	業者に問合せたところ、NTTふれあいファクス0120-201-841が使えるとの回答だったため、本人へ情報提供した。
27	面談	本人	その他	男性	聴覚障害	電気代について問い合わせるため、市役所でろうあ者専門相談員に電話通訳を依頼したが、業者より、本人か家族か後見人でないと本人確認ができないので電話では話すことはできない、または近くの販売店へ行くようにいわれた。電話通訳ではだめだと言われたため、ゆっくり発語したが通じなかった。自分は、病気なのでショップまでなかなか行くことができないと言っても聞き入れてもらえなかった。そうしたところ突然電話を切られた。これは差別ではないかとのこと。	サポートセンターへ問い合わせ。「本人でないため、状況については答えられない」とのこと。また、聴覚障害者への対応については、市役所通訳では対応できないとのことだったが、できるよう要望をした。
28	面談	本人	公共施設	男性	肢体不自由	身体障害者用トイレのドアが、手動で最後まで押すと、ドアが開いた状態となるが、車いすに乗った状態では最後まで押すことが難しく、ドアがすぐに閉じてしまうため進入ができないので改善をお願いする。	事業実施課へ伝え、実施課が相談者と現地ドアの開閉状況について確認をし、対応を検討することとなった。
29	面談	本人	行政機関	女性	聴覚障害	県立広島病院には手話通訳の設置が無い。福祉制度を利用して手話通訳を伴うには、事前の申請など手続きもあるため、必要な時に間に合わないこともある。聴覚障害者のために手話を通じる環境があれば、合理的配慮として大変助かる。手話のできる人の設置を検討してもらえると、いつでも安心して受診できる。	受付に手話のできるボランティアが配置されており、急な場合も手話対応は可能とのことを伝え承された。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
30	電話	本人	行政機関	女性	難病	県庁北館入口に、大変使いにくいスロープがある。勾配がきつく、車椅子で上がるのも大変である。毎回不便な思いをしており、ぜひとも早い解決を望む。いつか転倒してしまうのではないかと冷や冷やする。平成28年度に、正面玄関横にスロープが設置されたが、雨に濡れてしまう欠陥があった。設置された後に、問題点が発覚しても、なかなか変更はしない。意見を聞いて、工事を行って欲しい。障害者の立場から言うと、使えないスロープでは意味が無い。改善をして欲しい。北館入口のスロープに、せめて手すりを設置してほしい。	所管の担当者が北館入口に確認に行き、スロープの面が滑りやすいこともわかり、今後、課内で検討していくこととなった。
31	電話	本人	福祉施設・事業所	男性	視覚障害	家電量販店のCDショップで、購入したいCDの内容を読み上げてもらうことを頼んだところ、拒否された。障害者差別解消法に当たるのではないかと、会社の本社に電話したが、答えは同じだった。店舗に対して注意をして欲しい。どこに連絡したらいいのか教えて欲しい。	業種ごとに各省庁で対応指針が定められており、CDの販売については、中国経済産業局となることを伝え承された。なお、相談内容について企業へ確認したところ、同内容で数年前から繰り返し連絡があるが、2時間～3時間の付き切りのサービスを求められ、業務妨害となっている状況のため、対応できないと判断しているとのことだった。
32	手紙	本人	ホテル・旅館	男性	肢体不自由	事前に申告(身障)もしなかったが、ホテルに宿泊したら、エレベーターに支障があるホテルらしく、エレベーターの無い部屋に泊らされた。合理的配慮の欠ける対応をされたので指導してほしい。	予約時、エレベーターが無い階もあることを説明することを、改めてホテル側に伝えるということでも承された。なお、障害については事前にホテルへ話されておらず、ホテル側は階段の利用についても事前に説明を行っている。
33	電話	関係者	公共施設	全般	知的障害	知的障害者及び支援担当者数名でスポーツセンターのプールを利用した。プール内、ギャラリー、更衣を5名の支援者でそれぞれ行いが、プールサイドでの支援を断られた。入水しない人はギャラリーに異動するように言われたため、更衣やプールサイドでの見守り等のために、支援員がサポートすることは難しいのか、説明を求めたところ、館長から「もう少し、障害者の利用が増えたら、ルールの変更を考えてもいい」と言われた。障害者の利用が少ないから、今のやり方を変えられないというのは、障害者差別解消法における差別発言になるのではないかと。入水しない支援者を認めるよう働きかけて欲しい。別のところでは、障害者の利用時、水泳キャップの着用が難しい際は、柔軟に対応をしてもらっている事実がある。名前は伏せて、先方に伝えて欲しい。	市町の所管課へ確認を依頼。障害者の利用数が増えたら要望について検討するというような発言はしていないとのこと。また、スポーツセンターに確認したところ、市内各スポーツセンターではプールサイドまで入るなら水着を着用することがルールなので、そういう対応をしたとのこと。その後、この件をスポーツセンターの施設長会議で話し合い、市スポーツ協会でも検討した結果、今後は、水着以外の服でプールサイドにいることが必要な場合は、その理由をお聞きし、障害者への配慮として必要と判断されれば入場していただくこととしたとのこと。

番号	相談方法	相談者	場 所	障害当事者		相 談 内 容	対 応 内 容
				性別	障害種別		
34	電話	本人	公共施設	女性	内部障害	<p>体育館施設を利用した際、職員に電動車椅子の充電方法を説明し、夜間の間に充電を依頼した。充電方法はコンセントに差し込むだけのものだったが、職員が車椅子からバッテリーを取り外して持ってきた。勝手に充電器を取り外したことで、目の前で、充電器のリフレッシュボタンなど、いろいろな操作ボタンを触っている。やめてほしいと訴えると、いったん預かったのだから、こちらがどう扱っても構わないと言われた。コンセントに差しこむことは頼んだが、車椅子からバッテリーを勝手に取り外してくることも、お願いしていない。大変不愉快だった。</p> <p>昼間にも、職員が車椅子のボタンなどを押して、点滅が発生したことが後からわかり、その結果、車椅子の故障となった。車椅子の修理について、市町からは過失による故障の場合が修理費用等は出せないと言われ、施設には関係ないと言われた。まずは全職員に障害者差別解消法の研修を受けてもらいたい。あまりにも、障害者に慣れていないと思った。</p> <p>総体的に、障害者に対する配慮が欠けている。今後も施設は利用したい。県民誰もが気持ちよく施設を利用できるようになってほしい。</p>	<p>管理者へ相談内容について確認。相談者とは和解に向けて話を進めている。障害者差別解消法について、あいサポート運動の出前講座を検討すること。</p>
35	面談	本人	その他	男性	肢体不自由	<p>友人とバスツアーで広島に来た。自分には言語障害と麻痺(半身不随)等があり、バスからフェリーに行くときなど、歩くのに時間が掛かるので、なるべく周りの方に迷惑にならないよう行動していたが、旅行会社の添乗員に「周りの方に迷惑を掛けるのであれば帰れ」等言われ、バスから降ろされた。不愉快だったため、その足で広島県庁に来て話を聞いてもらいたかった。</p>	<p>旅行会社へ確認。相談者については、船内において、立ち入り禁止の場所に座ったり、席の移動をお願いすると、怒鳴って、杖を振り回して添乗員に杖が当たるなどがあった。また、船内では終始怒鳴っていたことで、他の参加者に迷惑行為になることは困ると伝えた。結果、相談者と一緒に参加されていた、友人から、添乗員に対して、離脱の申し出があり、ツアーからはずれたというものだった。今回は、障害を理由とするのではなく、団体行動のルールに沿っていない点で、他のお客様にも影響しており、問題があったため、離脱の申し出を受け、対応したとのことだった。</p>
36	電子メール	本人	学校・教育施設	男性	肢体不自由	<p>学校において、子供にあった机と椅子を準備して欲しい。学校や市町の教育委員会に相談させて頂いたが、牛乳パックや養生テープで応急処置を施しただけの机と椅子を使っている。子供が安心して安全な学校生活がおくれるよう協力をお願いする。</p>	<p>所管の市教育委員会と、市障害福祉課に連絡し、連携して対応してもらうよう依頼した。</p>

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
37	面談	家族	行政機関	男性	聴覚障害	75歳以上の免許更新手続きには、認知機能検査の受検があるが、自動車学校で行う際、ろう者への配慮が足りない。 認知機能検査連絡書が、誕生日の6か月前に届き、希望する自動車学校で認知機能検査の予約をして検査を受ける。検査を受けた自動車学校に配慮を申し出たら、検査に要する時間は広島県警から決められたものがあり、それに従って行うと言われた。これは意思疎通に手話を介して行う聴覚障害者には、配慮がされていないと思う。 一般の人が30分で行うものに、聴覚障害者の場合、同じ30分間で、質問者が話した声を聞いて手話通訳を行う手話を見て、聴覚障害者が話の内容を理解する、この行程がある。同じ条件でこの検査を行うことは、行政機関として配慮の提供ができていないように感じる。	個々の検査時間は回答時間が定められているが、説明も含めて、全ての行程を30分以内で終了させる必要はない。したがって聴覚障害者の方が検査を受ける場合には、必要な時間をかけて説明を実施ことが可能である。 同方針について、自動車学校に周知の上、共通認識を図るとともに各自動車学校において聴覚障害者の方に配慮した対応をするよう努める。 自動車学校で対応できない場合は、運転免許センター（運転免許課）等において対応することも検討している。
38	面談	本人	行政機関	女性	聴覚障害	市町へ相談に行く際、県庁の相談員に通訳に来てほしい。私が居住している市町では、職員が手話ができず、筆談になる。筆談では誤解があったり十分に理解できない。手話通訳の派遣は利用できるが、派遣される手話通訳者を選べないので、通訳技術が通訳者によって差があり、通じない時は困る。何度も通じなかったことがあり、通訳者に対する不信感がある。	市町へ手話通訳者の設置について要望があった旨を伝えた。
39	面談	本人	行政機関	女性	聴覚障害	ろうあ者専門相談員について、手話が通じないことがある。スキル不足とならないよう、勉強をしていただくことを望む。	ご意見として賜った。
40	電話	関係者	行政機関	不明	聴覚障害	聴覚障害者が、運転免許の更新時、75歳以上のため「認知機能検査」を受けたが、「ろう者」のため、意思疎通には手話通訳を介している。通訳者を介すると、その分時間を要する。一般の受験者と同じ条件の時間内で行われる検査では、不利益がある。これは障害者差別ではないのか。 手話を使う聴覚障害者に対する、時間的な配慮をしてもらいたい。 先天的な聴覚障害の、ろう者の場合、手話を母語としているが、生活に関わるすべてのものに決まった「手話単語」があるわけではないので、たとえそのものを記憶していたとしても、名称を回答できない可能性がある。 出題内容、あるいは回答方法に配慮してほしい。	の質問 番号37の回答と同じ の質問 ○検査の内容は、日時の検査（検査の日にちを答えてもらい筆記回答）、乗り物などのイラストを記憶する検査（16個のイラストを憶えてもらい筆記回答）、時計を描く検査（丸い時計を書いてもらい、その後指示された時間を筆記回答）になっている。（手話により回答することは求められていない） ○イラストは、警察庁、広島県警のホームページに掲載されている。 ○いずれにしても聴覚障害者の方が受験される場合は、番号37の回答のとおり、必要な配慮を行うことについて関係自動車学校と認識を共有することとしている。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
41	電話	関係者	学校・教育施設	不明	精神障害	高校で、体育の授業を休むと、そのたびにポイントが溜り、ポイントが溜まるとランニングを強要されることになっている。障害を持っていることは、学校側に開示して入学し、配慮についての話もあったが、この体育の補習の制度は納得できない。この内容を知っておいてほしくて連絡した。	ご意見として賜った。
42	面談	本人	交通機関	女性	肢体不自由	毎日、車椅子で通勤しているが、アストラムラインに乗車すると、車椅子スペースには人が座っており、専用の場所まで行くことができない。満員の車内なので、他の乗客に気を使いながら、一般の人と乗車している。	情報提供として賜った。
43	電話	本人	ホテル・旅館	女性	難病	ホテルへ宿泊時、バリアフリーになっておらず、フロアは広くても、通路が狭いため、車椅子がすれ違えないことや、バストイレの設備に、困ることが多い。自分の場合は、介助が2人必要なので、3人での宿泊となると、広さなどの面で、特別室になってしまい、宿泊費が高くなる。県内は日帰りできるが、遠方に出かけた際には、宿泊が必要になるので、今後、バリアフリーが広がってほしいと思う。	意見として賜った。
44	面談	家族	学校・教育施設	女性	発達障害	入学前に自分の子供の障害特性について、席の配慮や伝達事項を紙でもらうなどの配慮をしてもらうよう説明をした。しかし、実際には、教科担当に障害のことが伝わっておらず、友達にノートを見せてもらうなど対応していたがうまくいかなかった。困り果てて担任に相談したが「大丈夫です。できています」と言われた。その他にも、多動性があるため、別室での受験を頼んだが、単独では認められなかった。体育の授業も休んだ分だけ、ランニング又はレポート課題をする必要があり、診断書を学校に出したが、対応は変わらなかった。この仕組みには非常に疑問を感じる。体育のレポート提出にも大きな負担を要している。また、書字に大変時間がかかるので、他の科目の提出物についても繰り返し申し出たが、理解が得られず、情緒面にも悪影響が起これ、学校に通うことへの不安が強くなった。主治医に相談し、医師から校長宛てに障害及び症状についての文書を出し、障害の理解と配慮を求めた。学校側に障害の理解と認識を持ってもらい、配慮の提供をお願いしたい。通級指導も検討してほしい。(41と同案件)	教育委員会に、状況の確認と、障害者差別解消法の趣旨に沿った適切な対応を求めたところ、教育委員会は学校と連携中であり、学校は、保護者と合意形成を図り、現在は生徒が前向きに取り組める課題の内容、分量になったとのこと。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
45	電子メール	本人	職場	女性	聴覚障害	事務員として勤務して8年になる。最近、新規採用者の手続きを担当した際、勤務条件の時給が高く、自分は最低賃金で、新規採用者との差に驚いた。上司に聞いてみると、個別の会社判断とのことで、障害者だから最低賃金と言われた。8年頑張ってきた思いと、障害者に対する評価にがっかりした。	就業に関する相談窓口としてハローワークを紹介した。
46	電子メール	本人	警察・裁判所	男性	肢体不自由	警察署に車で来署したところ、身体障害者用の駐車スペースが埋まっていたことから、2台分の駐車枠を使用して駐車したところ、職員から1台分の枠に寄せるように申し向けられた。また身体障害者枠に停めていたのは健常者であった。	身体障害者枠(全6枠中1枠)には通常はカラーコーンを置き、身体障害者以外に駐車させないようにしていたが、徹底されておらず、当時は健常者が停めていた。今後は、真に必要な者が確認をし、身体障害者の利用を妨げないようにした。
47	電話	本人	警察・裁判所	男性	発達障害	免許更新へ行ったが、事前に代筆が可能と言われていたのに、自ら書くように言われ、代筆をしてもらえず、障害者への対応に配慮が無いと感じた。	自筆できる能力があれば、自筆することが原則であり、やむを得ない場合は代筆が可能であることを説明するとともに、事前の問い合わせでの代筆に関する説明不足について謝罪した。代筆を申し出た場合、誤解を与えないようにより丁寧に説明するよう関係職員及び窓口業務を行う全職員に指導した。
48	電話	関係者	その他	男性	知的障害	会社敷地内に空き缶等を投棄したとして、警察官が、知的障害のある者とその母親に片付けを指示した。これは障害者差別解消法に抵触するのではないか。	指示した事実はない。関係職員の対応は適切であり、相談者に説明した。 (障害者本人はリサイクルのつもりで集めており、当該事案について母親に問うたところ、母親が自発的に片付けたもの。)
49	電子メール	関係者	公共施設	不明	不明	障害者が屋外作業をする間、施設の駐車場に駐車していたところ、施設職員から、施設利用者以外の駐車は認めないと言われた。公的機関における合理的配慮の範疇に入らないのか。	施設は、施設を利用する障害者に対して、その利用に支障のないよう合理的配慮の提供を行う義務があるものであり、本件のように、施設を利用しない障害者に対して駐車場の利用を認めないことは、合理的配慮の不提供にはあたらないことを相談者へ伝えた。また、当該施設は、今後、施設利用者の支障にならない範囲での利用について、ご相談いただければ対応を考えたいとのことであり、そのことも相談者へ伝えた。
50	電話	本人	行政機関	男性	不明	市役所の駐輪場がいつも一杯で、自転車を止められない。障害者が狭いスペースに自転車を止めるのは難しい。自動車用の障害者スペースがあるのなら、自転車用の障害者スペースがあってもいいのではないか。	相談内容を所管課へ伝えた。今年度、駐輪場の整備を行う予定にしているのので、いただいたご意見についてもその中で検討していくとのこと。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
				性別	障害種別		
51	電話	家族	レジャー・ 娯楽施設	女性	肢体不自由	車椅子の母親を伴って試合観戦をした。観戦終了後、施設出口で、警備員に、前の道路を走っているタクシーを呼び込んでもらうようお願いしたが、それはできないと断られた。雨の場合などを考えると合理的配慮をしてほしい。事業者にメールを送っても返事がない。	相談者は、事業者は民間事業者であり、合理的配慮の提供が努力義務であることは知っているが、市の施設のことなので電話したとのこと。所管課に情報提供した。
52	電話	本人	その他	男性	肢体不自由	脳梗塞の後遺症で左手足が不自由なので、マンション駐車場の抽選をするときに、平面駐車場に優先で入らせてほしいと頼んだが、管理組が「規約で決まっているのでできない」と言って、応じてくれない。現在、立体駐車場の1階部分を借りているが、雨の日は滑るし、ドアも広く開けられないので不便である。	マンション管理組合に確認したところ、相談者とはこれまでも話し合いをしており、空き駐車場を勤めたことも数回あるが、理由を付けて断られた。平面駐車場にしてほしいの一点張りなので、話し合いが平行線のままであるとのこと。規約の変更には住人の3/4の賛成が必要であり、現在は、規約通りの対応をしているとのこと。今後も話し合いを続けていただくよう伝えた。相談者にもマンション管理組合とよく話し合うよう伝えた。
53	電話	関係者	公共施設	不明	知的障害	障害者施設を利用する障害者と施設職員がスポーツセンターのプールを利用した際に、プールサイドで見守りをしていた施設職員がTシャツを着ていたので、スポーツセンター職員から、観覧席へ移動するよう言われた。Tシャツを着て、障害者の見守りができるよう柔軟に対応してほしい。	スポーツセンターに確認したところ、市内各スポーツセンターではプールサイドまで入るなら水着を着用することがルールなので、そういう対応をしたとのこと。その後、この件をスポーツセンターの施設長会議で話し合い、市スポーツ協会で検討した結果、今後は、水着以外の服でプールサイドにいることが必要な場合は、その理由をお聞きし、障害者への配慮として必要と判断されれば入場していただくこととしたとのこと。
54	電話	関係者	警察・裁判所	男性	聴覚障害	障害当事者(聴覚障害者)が事件の容疑者として逮捕され、取り調べを受けた際に、コミュニケーション手段としていつも手話を用いているため手話通訳者の配置をお願いしたが、取調官が「筆談等(手話以外の方法)で意思の疎通ができるだろう」と判断し、手話通訳者を派遣してもらえなかった。連日、取調官に手話通訳者の派遣をお願いし、弁護士にも同様のお願いをしたところ、最終的には手話通訳者が配置された。最初から手話通訳者を派遣してもらえなかったことに納得がいかない。	担当者から「最終的には手話通訳者を配置したから問題ないのではないか」との説明があったが、取り調べ当初の対応は「合理的配慮の不提供」にあたることを説明し、以後はこのような対応をしないよう指導した。刑事課担当者に障害者差別解消法の説明を行い、今後このような対応をしないよう指導した。障害者差別解消法のリーフレットを渡し、署内で回覧等により周囲を図るようお願いした。
55	その他	その他	その他	男性	聴覚障害	高齢聴覚障害者が運転免許更新のため、自動車学校で認知機能検査を手話通訳を介して受けた際、健聴者と同じ場所、同じ時間に検査が行われ、手話通訳に要する時間への配慮がなかった。	高齢聴覚障害者だけを対象とした認知機能検査の実施と、手話通訳に要する時間的配慮を県警へ確認した。回答は番号37と同じ。

合理的配慮の提供(情報提供件数)【平成30年4月～平成31年1月】

相談機関	件数
県	12
県(教育委員会)	0
県(公安委員会)	0
市町	2
計	14

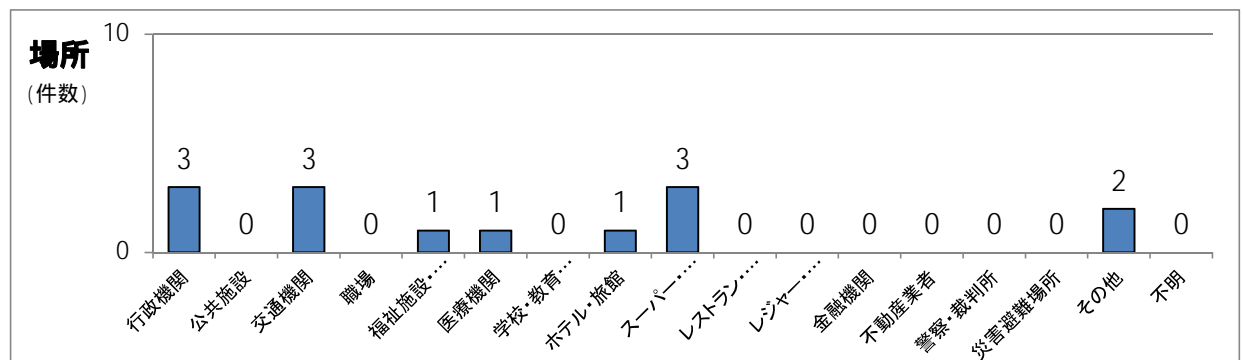
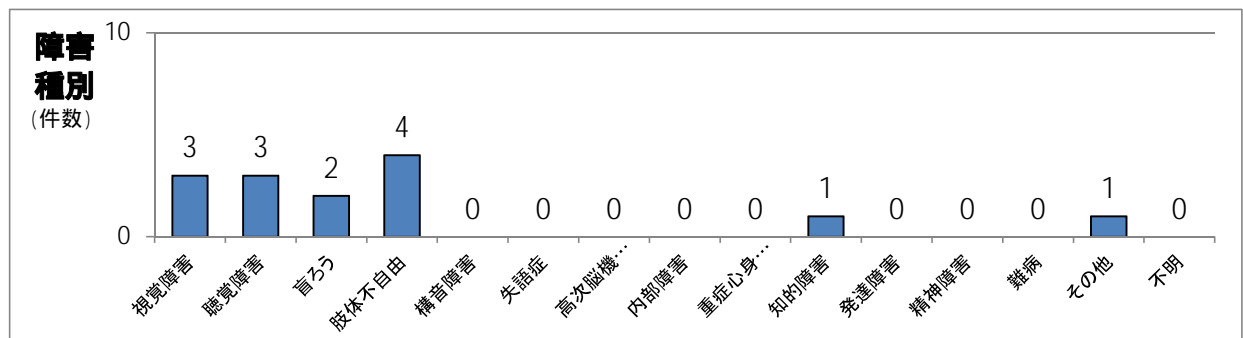
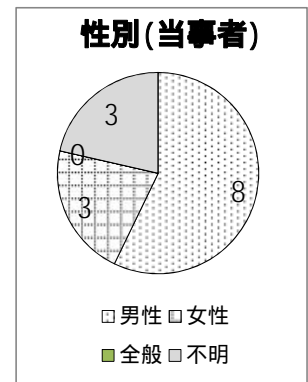
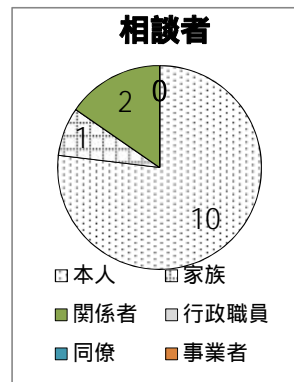
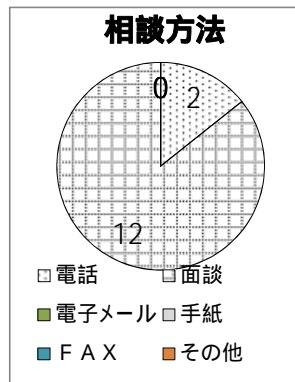
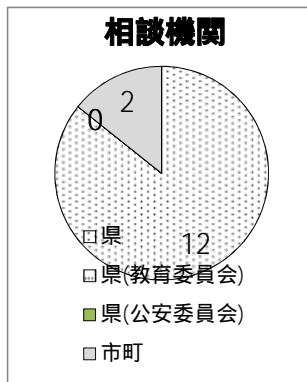
相談者	件数
本人	10
家族	1
関係者	2
行政職員	0
同僚	0
事業者	0
その他	1
計	14

障害種別	件数
視覚障害	3
聴覚障害	3
盲ろう	2
肢体不自由	4
構音障害	0
失語症	0
高次脳機能障害	0
内部障害	0
重症心身障害	0
知的障害	1
発達障害	0
精神障害	0
難病	0
その他	1
不明	0
計	14

場所	件数
行政機関	3
公共施設	0
交通機関	3
職場	0
福祉施設・事業所	1
医療機関	1
学校・教育施設	0
ホテル・旅館	1
スーパー・デパート・小売店	3
レストラン・飲食店	0
レジャー・娯楽施設	0
金融機関	0
不動産業者	0
警察・裁判所	0
災害避難場所	0
その他	2
不明	0
計	14

相談方法	件数
電話	2
面談	12
電子メール	0
手紙	0
FAX	0
その他	0
計	14

性別(当事者)	件数
男性	8
女性	3
全般	0
不明	3
計	14



合理的配慮の提供事例

集計期間：平成30年4月～平成31年1月

障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
1	面談	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	盲ろう	スーパーに買い物に行った際、欲しい物の場所まで、案内をしてくれるようになった。ガイドと一緒に居ない時は、買い物で困ることがあった。少し、合理的配慮の提供が進んでいるのかもしれないと感じた。今後も広がってほしい。
2	面談	本人	交通機関	男性	盲ろう	一人で駅に行った際、駅員に乗車ホームへの案内をしてもらうことができた。意思の疎通は一人では難しいが、目的地のメモを見せて、配慮を受けることができた。
3	面談	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	視覚障害	障害者差別解消法が始まってから、劇的に変化したのは、コンシェルジュという担当の人が配置されたこと。商品を見る時に、コンシェルジュが細かいサポートまでしてくれる。サンモールや、イズミ、他にコンビニやデパートでも同様の対応してもらえる。合理的な配慮の提供と言えると思う。
4	面談	その他	交通機関	不明	その他	視覚障害者のため、通常の時刻表の文字では読み辛いとの相談を受け、時刻表を大きな文字で作成したものを送付している。 また、乗務員に対しパーキンソン病・SOSカードの周知と配慮を行っている。 さらに、バギーカー利用の希望者にはバスの乗降時に、乗務員がサポートを行っている。
5	面談	本人	交通機関	男性	視覚障害	障害者差別解消法施行後、駅員からの配慮が増えた。ホームへの同行やエスカレーターなどの案内をしてくれる。無人駅でも、一般の方から声掛けをしてもらえることが増えた。ただ、声を掛けてくれるのは、圧倒的に女性が多い。男性には、障害についての意識がまだまだなところがあるとしたら、それは課題かもしれない。あいサポート運動で、障害者周知を広げて欲しい。
6	面談	関係者	福祉施設・事業所	不明	聴覚障害	社員全員が、常にメモは携帯しており、聴覚障害の方や、会話が難しい方へのご案内、説明などは、筆談対応を可能としている。
7	面談	関係者	その他	不明	聴覚障害	ミュージアムの見学に際し、障害者の見学には配慮を行っている。特に、聴覚障害者の配慮には、事前の予約は必須となるが、希望に応じて手話通訳で対応している。聴覚障害の配慮は、筆談だけだと思われる方が多く、驚かれることが多い。
8	面談	本人	行政機関	女性	肢体不自由	昨年ヘルプマークを使用している。普段は杖を持っており、通勤バスでは、かなり込み合う朝は無理な時もあるが、帰りのバスでは、時々ヘルプマークに気付いて、席を譲ってくれる方がいる。助かっている。また、自分は行政機関で勤めているおかげで、情報もらい、比較的早目にヘルプマークを手に入れることができたが、職場内においても、マークのことを知らない人はまだまだ多い。もっと周知されることを希望する。
9	面談	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	視覚障害	スーパーにて、クレジット付のショッピングカードを作成した。申し込み時、通常は自書となり、視覚障害者にとって、自身で記入することは、大変困難な手続きになることが多い。しかし、今回は、福祉サービスを利用し、同行支援者と同席した。カードの申し込み担当者から、同行支援者に、代筆を頼むことを認められた。合理的配慮の提供にあたると思う。同行支援者は事業所に登録しており、顔写真付の身分証明を携帯している。 視覚障害者は、いろんな場面で、本人が同席し、同意しているにも関わらず、自署が出来ないことで、契約できないことがある。代筆を認めてもらう事業所が増えることを期待している。
10	面談	本人	ホテル・旅館	男性	肢体不自由	広島市外から、JRと電車を使って、電動車椅子で移動し、宿泊をするが、駅員や乗務員は、積極的に配慮してくれている。乗換時など、不安なく移動できるのでとても助かる。 宿泊施設でも、電動の車椅子について知識もあり、充電について快く対応してもらっている。どこの施設でも、このような対応をしてもらえたら、自分のように、肢体不自由と、聴覚障害がある障害者にとっても、過ごしやすい社会になると思う。

合理的配慮の提供事例

集計期間：平成30年4月～平成31年1月

障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる対応内容については掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

番号	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
				性別	障害種別	
11	面談	本人	医療機関	男性	聴覚障害	病院や薬局にて、聞こえないことを伝えてあるので、行くとマスクを外して、対応してくれる。呼び出しも、近くに来て顔を見て呼んでくれる。薬の確認も指さしや筆談をしてくれる。簡単な手話や身振りをしてくれるので、うれしい。
12	面談	本人	その他	女性	肢体不自由	車椅子で外出した際、段差のある箇所など一人では難しい場所で、通りかかった一般の人が車椅子を持ち上げてくれる配慮がある。とても助かる。この配慮は日常的に受けている。
13	電話	本人	行政機関	男性	肢体不自由	障害のある人を対象とした平成30年度市職員採用試験第一次試験において、会場である「市役所」へ、自動車での来場は禁止されていたが、下肢機能障害のため、自家用車での乗り入れが可能かどうかの相談した。これに対し、障害の程度を勘案し、自家用車での乗り入れを許可された。
14	電話	家族	行政機関	男性	知的障害	知的障害と肢体不自由の重複障害のため、特別な机・椅子を利用しているが、より子どもの体にあった机・椅子(備品)の要望した。これに対して、各学校の備品等で、現在未使用の机・椅子について調査をされ、その中でより使えそう机・椅子(備品)を提供された。

協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

	所属	項目	取組内容	別添資料
1	広島県手をつなぐ育成会	障害者差別を理解してもらう研修	冊子「知的・発達障害のある子どもを育てるQ&A」を作成して、自団体内部研修と三次市と広島市で外部の人の参加での研修を実施	
2			冊子「知って欲しい、知っておきたい知的障害者と警察」を作成して、自団体内部研修と広島県警及び警察署へ配布して内部での研修に使ってもらうことをお願いした。	
3		障害者差別に対して内部研修及び合理的配慮の事例研修	広島県の担当者を招き、自団体で内部研修を実施	
4		寸劇の劇団「あび隊」の活動	寸劇の劇団「あび隊」が県内、県外で講演し、障害者理解の実施	
5	広島県聴覚障害者協会	研修の実施	意思疎通支援事業(養成・派遣)の中で実施	
6		問題提起	意思疎通支援事業(養成・派遣)の中で行政事業のあり方、人権保障の立場で再点検	
7		改善要求	「電話で本人確認」は電話が使えない(聞こえない人たち)人には困難である。銀行協会等へ改善要求	
8	広島県民生委員児童委員協議会	広報	障害者差別解消支援法について委員への周知を図っている。	
9		研修の実施	同法および障害者に対する理解を深めるため、県・市町・単位民児協で研修会を行っている。	
10		相談対応	障害者から相談等を受けた際は、同法を尊重するとともに、関係機関へつなぎ、課題解決に努めている。	(資料4-1)
11	広島県身体障害者施設協議会	研修の実施	全職員を対象とした、障害者差別解消に関する施設内研修を実施	
12			市の視覚障害者団体の当事者を招き、職員研修会で配慮についてお話を聞く。	
13		手話講座の開催	毎月1回、職員・地域の方を対象に講師を招き手話講座を開催	
14	広島県知的障害者福祉協会	合理的配慮の事例共有	各圏域会議や理事会において、会員からの情報提供並びに会としての対応等を求められる合理的配慮の不提供や差別と思える事例の報告があった。	
15	広島障害者職業センター	支援先事業所での社員研修	新たに障害者を雇用する予定の企業内での障害特性に応じた社員研修開催等の支援	
16	広島県宅地建物取引業協会	チラシの配布	会員向けに、別添資料『セーフティーネット住宅の登録制度』を配布	(資料4-2)

	所属	項目	取組内容	別添資料
17	全日本不動産協会広島県本部	研修の実施	会員を対象とし、県にご協力いただき研修を実施	
18		チラシなどの配布	要請等があった場合、会報誌送付時、研修実施時においてチラシなどを配布	
19	広島司法書士会	市民公開講座における手話通訳等	市民公開講座での手話通訳の設置、受講者の見やすさや聞き取りやすさを考慮した座席配置。	
20	環境県民局消費生活課	ろうあ者専門相談員研修会への講師派遣	消費生活相談員を講師として派遣し、最近の消費生活相談事例等について講演	
21	商工労働局雇用労働政策課	合理的配慮の周知	広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載し、周知を図っている。	
22		合理的配慮事例の紹介	障害者雇用企業等見学会を実施しており、雇用現場の見学を通して様々な配慮例を企業から直接聞ける機会となっている。	
23	広島県教育委員会	研修の実施	職員を対象とした研修会で、雇用の分野における障害者差別解消や合理的配慮に係る研修を実施	
24			希望のあった市町の図書館向けに、障害者サービスについての研修を実施。	(資料4-3)
25			「障害のある方と共に働く職場づくりに向けて」をテーマに講演を聞いたり、質疑応答を行ったりして障害者差別解消に関する研修を他施設と共同で実施。	
26		合理的配慮について説明	学校管理職、特別支援教育コーディネーター、初任者を対象とした研修会で、障害者差別解消法、合理的配慮について説明。	
27	市町教育委員会の特別支援教育・就学指導担当者を対象とした研修会で、障害者差別解消法、合理的配慮について説明。			
28	技能検定部会において、技能検定における合理的配慮について説明			
29	施設内点検の実施	車椅子での通行が困難な箇所について、実際に職員が車椅子に座り、操作しながら施設内をくまなく点検した。		
30	広島県警察本部	「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」の広報啓発を実施	警察庁舎及び県内全警察署にポスターを掲示するとともに、本部及び警察署の全所属にチラシを配布。	
31		手話講習の実施	職員に対する手話講習を実施。	
32		教養の実施	部外講師により、発達障害のある方への理解と対応に関する教養を実施。	

参考資料:厚生労働省「平成29年度福祉行政報告例」抜粋

2表 民生委員(児童委員)の相談・支援件数,相談・支援の種類×都道府県-指定都市-中核市×委員の種類別

注:本表は年度分報告である。

(報告表 40)

	内容別相談・支援件数																分野別相談・支援件数					
	総数	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子ども生活の地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	総数	高齢者に 関すること	障害者に 関すること	子どもに 関すること	その他	総数	
民生委員																						
全 国	5,770,653	436,180	174,529	392,151	187,573	501,369	336,660	152,454	35,079	42,510	169,215	92,786	271,402	1,479,100	1,499,645	5,770,653	3,278,969	272,235	1,192,875	1,026,574	26,674,758	
広 島 県	77,434	8,319	2,815	6,143	1,854	6,407	4,717	1,563	632	486	2,769	1,307	4,667	18,220	17,535	77,434	44,762	3,364	15,208	14,100	332,477	
中核市 (別掲)																						
福 山 市	28,031	1,105	751	2,780	1,201	3,356	1,871	460	138	116	812	467	1,319	6,868	6,787	28,031	14,989	1,147	6,918	4,977	114,061	
呉 市	30,325	1,971	1,299	5,857	1,390	2,775	1,131	532	132	221	622	393	1,216	5,434	7,352	30,325	17,852	1,929	5,557	4,987	79,614	
主任児童委員 (再掲)																						
全 国	473,482	5,332	2,563	9,651	85,522	116,025	132,981	3,821	924	2,699	9,445	1,474	6,964	42,569	53,512	473,482	45,402	12,807	365,619	49,654	2,210,248	
広 島 県	6,608	204	31	118	842	1,339	1,782	61	15	42	179	15	101	595	1,284	6,608	846	171	4,752	839	25,979	
中核市(別掲)																						
福 山 市	2,919	7	8	21	600	897	906	16	-	5	33	4	11	88	323	2,919	173	39	2,471	236	8,869	
呉 市	1,819	9	-	40	772	580	278	7	-	-	3	-	1	5	124	1,819	58	29	1,643	89	6,793	

広島県宅地建物取引業協会会員の皆様へ

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度がはじまりました

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（通称「住宅セーフティネット法」）が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が創設されました。

平成 29 年 10 月 25 日から、広島市、呉市、福山市、その他の地域においては広島県で登録の受付を開始しています。

セーフティネット住宅の登録制度の開始について、大家さんにもお知らせください。

1 住宅確保要配慮者とは

高齢者、子育て世帯、低額所得者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。

2 セーフティネット住宅の登録方法について

(1) 登録申請受付窓口

賃貸住宅の所在地	窓口	連絡先
広島市	広島市都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
呉市	呉市都市部住宅政策課	0823-25-3830
福山市	福山市建設局建築部住宅課	084-928-1102
上記以外	広島県土木建築局住宅課	082-513-4164

※ 手続きの詳細は、上記の窓口にお問い合わせください。

(2) 登録の流れ

- ① セーフティネット住宅情報提供システム^{※1}でアカウント登録
- ② セーフティネット住宅情報提供システムに登録情報を入力、登録申請書を印刷
- ③ 登録申請書と添付書類を登録申請受付窓口へ提出^{※2}
- ④ 登録申請受付窓口において申請内容を審査、登録（1ヶ月程度^{※3}）
- ⑤ セーフティネット住宅情報提供システムにより登録情報を公開

※1 セーフティネット住宅情報提供システムHP <https://www.safetynet-jutaku.jp/>

※2 広島県、広島市に登録する場合は、手数料が必要です。詳細は上記の窓口にお問い合わせください。

※3 目安の期間のため、内容によっては1ヶ月以上かかる場合もあります。

3 主な登録基準について

- ① 床面積が 25 m²以上であること ※共同居住型住宅（シェアハウス）には別の基準があります
- ② 消防法、建築基準法に違反しないものであること
- ③ 耐震性を有すること
- ④ 便所、台所、洗面、浴室等があること
- ⑤ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと 等

4 登録住宅の改修への補助について

既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット住宅（専用住宅）とする場合、国土交通省から改修費への補助が受けられます。詳しくは、スマートウェルネス住宅等推進事業室（電話 03-6265-4905）にお問い合わせください。

～ 賃貸住宅所有者や空き家所有者の皆様へ ～

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)の登録制度

※平成 30 年 7 月 10 日から登録手続きが簡素化されました。
※平成 30 年 10 月 2 日から登録手数料を引き下げました。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（通称「住宅セーフティネット法」）が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度が創設されました。

平成 29 年 10 月 25 日から、広島市において登録を受け付けています。

住宅確保要配慮者とは

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯、外国人など、住宅の確保に特に配慮を要する方々を指します。



セーフティネット住宅の登録について

広島市内にある一定の基準を満たす賃貸住宅について、賃貸人の方はセーフティネット住宅として広島市に登録することができます。

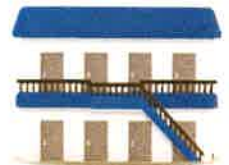
登録は、例えばアパートの1戸単位から登録可能です。また、例えば入居を拒まない住宅確保要配慮者を高齢者のみに限定して登録をすることも可能です。

登録後は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として管理していただくこととなりますが、一般の入居希望者にご入居いただいても構いません。

登録手続きは、以下のHPから電子申請により受け付けています。

☞ <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

手続きについては、広島市HP (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1511928241641/index.html>) をご覧いただくか、下記の登録受付窓口までお問い合わせください。



主な登録基準について

- ①住戸の床面積が原則 25m² 以上であること
- ②耐震性を有すること
- ③消防法、建築基準法に違反しないものであること 等

改修費補助について

住宅確保要配慮者専用のセーフティネット住宅とする場合、国土交通省による改修費を支援する制度があります。詳しくは、スマートウェルネス住宅等推進事業室（電話 03-6265-4905）にお問い合わせください。

登録受付窓口

広島市都市整備局住宅部住宅政策課 電話 082-504-2292

平成 30 年度巡回訪問・運営相談等日程表

平成 30 年 4 月 18 日
広島県立図書館

1 研修

期 日	場 所	研修内容
6 月 15 日 (金)	尾道市立中央図書館	<ul style="list-style-type: none">・ 児童サービス入門・ 「サピエ図書館」を利用した視覚障害者等サービスについて
9 月 27 日 (木)	府中町生涯学習センターくすのきプラザ	<ul style="list-style-type: none">・ 分類整理入門
12 月 17 日 (月)	三次市立図書館	<ul style="list-style-type: none">・ 読み聞かせ入門・ 「サピエ図書館」を利用した視覚障害者等サービスについて
1 月 31 日 (木)	広島市立中央図書館	<ul style="list-style-type: none">・ レファレンス入門，文献検索入門

研修の講師は，広島県立図書館職員が務めます。

2 運営相談

期 日	訪問する図書館
6 月 1 日 (金)	神石高原町シルトピアカレッジ図書館
10 月 5 日 (金)	坂町立図書館
10 月 31 日 (水)	海田町立図書館

平成30年度巡回訪問・運営相談 研修メニュー一覧

	項目	内容	所要時間
1	文献検索入門	文献検索の方法を学びます。(インターネットが使用できる機材の用意をお願いします。)	約1時間
2	これだけは知っておきたいインターネット情報	レファレンスに役立つインターネットのサイトの紹介を行います。(インターネットが使用できる機材の用意をお願いします。)	約1時間
3	レファレンス入門	レファレンスとは何か、どんな点に気を付けて取り組むべきか、基本的な事項について講義を行います。また、基本的なインターネットサイトを紹介します。	約1時間
4	レファレンス実習	事前に出された課題を基に、レファレンスの実習を行います。(インターネットが使用できる機材の用意をお願いします。)	約1時間
5	地域・郷土資料入門	郷土資料の定義・収集や整理及び保存方法の基本についての講義や郷土に関するレファレンスサービス・基本的な資料の解題などを行います。	約1時間
6	資料収集入門	資料の選定や収集の理論と実際について講義を行います。蔵書構成・収集方針のほか、選書の実際についても説明します。	約1時間
7	分類整理入門	資料の分類整理の理論と実際について講義等を行います。「日本十進分類法(NDC)」、「基本件名標目表」及び「日本目録規則」や分類の仕方等について説明します。	約1時間 30分
8	児童サービス入門	児童サービスの基本について講義を行います。児童サービスの意義や内容(運営・資料に関する業務・利用者に対するサービス等)について説明します。 また、実習(児童図書館の紹介)を行います。	約2時間
9	子供の本の見方、選び方	子供の本の選び方について知っておくべきことについて講義を行います。また、選ぶときに役立つリストや資料の紹介などを行います。 また、実習(子供の本の選び方)を行います。	約2時間
10	読み聞かせ入門	「読み聞かせ」の方法や「読み聞かせ」に向く本の選び方などの講義を行います。 また、実習(読み聞かせ)を行います。	約2時間
11	ブックトーク入門	「ブックトーク」の方法の講義を行います。 また、実習(ブックトーク)を行います。	約2時間
12	青少年サービス入門	中高生対象のサービスの基本について講義を行います。 また、実習(青少年向け図書館の紹介)も行います。	約2時間
13	著作権入門	図書館サービスと関わりの深い著作権全般及び著作権法第31条関係の講義を行います。「著作権法」及び各種ガイドライン等についても説明します。	約1時間 30分
14	その他	1から13までのメニュー以外にリクエストがありましたら、協議の上、実施内容を検討します。	
オプション 1	「サピエ図書館」を利用した視覚障害者等サービスについて	県立図書館を通して、サピエ図書館の資料が利用可能となります。この制度や利用方法を紹介します。	約30分
オプション 2	<展示>資料の保存・修理	資料の保存や修理について、道具、修理の実例等を、現物又は写真等を展示して紹介します。(初心者向けの内容です。) (長机等の展示スペースの用意をお願いします。)	

実習については、事前課題があります。

協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について

	所属	相談方法	相談者	場 所	障害当事者		相 談 内 容	対 応 内 容
					性別	障害種別		
1	広島県手をつなぐ育成会	電話	本人	交通機関	男性	知的障害	障害者スポーツ大会に参加したくても、JR駅から会場までの交通機関がないので参加できない。(個人での参加)	はじめて、主催団体で、送迎バスを運行した。本人から参加することができました、とお礼の電話があった。
2	広島難病団体連絡協議会	電子メール	本人	交通機関	男性	難病	駅で身体が動かなくなり、コロ付き椅子で移動した。	要望してないが、駅に車椅子が配置されることになった。
3				その他			行きつけの床屋入り口に手摺なく、出入りに不自由だった。	改装時に手摺を設置してくれた。
4				職場			○食堂で皆と食べるのは苦痛だった ○トイレに手摺がなく不自由だった。 ○事務用椅子が身体に合わなかった。	○食事は別室を用意してくれた。○トイレに手摺を設置してくれた。○社費で相談者の要望する椅子を購入してくれた。
5				医療機関			内部障害	障害者用の駐車場が少ない。
6		駐車場の2F、3Fの階段に手すりがない。						要望書により、改修工事が行われ、手すりが設置された。
7	面談		女性	難病	書類を書く机に車椅子ユーザーが利用できるものが無い。	同じスペースではないが、車いすユーザーの足が入る小さな机が1つ設置された。		
8	広島県身体障害者施設協議会					自主的な提供事例	園の広報誌(年4回発行)を、録音テープとデジタル版にし、視覚障害者に発送	
9							「旅行のしおり」を、各々参加するコース別に必要に応じて点訳と録音テープを渡す。	
10							嚥下障害ではないが、苦い薬を嫌がる方に服薬ゼリーを使用	
11							障害に合うジグの作成、提供	

	所属	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
					性別	障害種別		
12	広島県身体障害者施設協議会					自主的な提供事例		ベット下へ滑り止め板を作成
13								車椅子の高さが高い方の机の改造
14								認知症の方がショッピングセンターでお金を払わず帰って来られたことがあるので、店側と協議してそのような時は後から支払いに行ったり、店側が気付いた場合は施設に連絡してもらうようにした。
15								希望者の車いすや手押し車に、反射材や施設の電話番号を貼り付けた。
16								居室内危険個所にクッション材の貼り付け。
17	広島県知的障害者福祉協会	その他	関係者	公共施設	女性	知的障害		中国運輸局主催の改正バリアフリー法の事業者、関係者の説明会の折、視覚障害者や知的障害者の当事者の声を聞く時間が、設けられ、当事者の人からしっかり話を聞いてもらってよかったとの感想があった。
18								その他
								今後も当事者の声を直接聞くことができる学習会等が、増えていくことを希望したい。
								障害の理解や、啓発活動がさらに進むことを希望する。

	所属	相談方法	相談者	場 所	障害当事者		相 談 内 容	対 応 内 容
					性別	障害種別		
19	広島障害者職業センター	面談	本人	職場	女性	難病	寒くなると手足の指先の感覚がなくなり、作業速度の低下や物の移動が困難になる。	動作の補助となる備品や消耗品の配置とともに、職員で対応策を検討するなどにより、配慮内容を共有した。
20	広島県教育委員会	その他	本人	教員採用試験	全般	視覚障害	点字による受験を希望。点字板、パーキンスプレイヤー、触読式時計の持込を希望。	「ひろしま教育の日」フォーラムにおいて手話通訳者を配置した
21								「ひろしま教育の日」フォーラムにおいて車椅子用のスペースを確保した
22								「ひろしま教育の日」に関するチラシ作製の際、音声コードを作成・掲載した
23								広報紙「くりっぷ」作成の際、点字版を作成した
24								聴覚障害者が参加する会議であったため、手話通訳者を配置した。
25							試験問題を点訳し、提供した。点字板、パーキンスプレイヤー、触読式時計の持込及び点字による解答を認めた。筆記試験の解答時間を延長した。	
26						拡大文字による文書提供を希望。(例)14ポイント以上、22ポイント以上など	対象者が希望するポイント以上の拡大文字による文書を作成し、配付した。筆記試験の解答時間を延長した。	
27						放送等による指示について、文字で示すことを希望。	放送と同じタイミングで、放送原稿を示し、指さしをしながら提示した。	
28						聴覚・平衡機能	手話通訳者の配置を希望。	手話通訳者を配置した。
29							要約筆記者の配置を希望。(手話が十分に使えないため)	要約筆記者を配置した。

所属	相談方法	相談者	場 所	障害当事者		相 談 内 容	対 応 内 容
				性別	障害種別		
30 31 32 33 34 35 36 37 38	その他	本人	教員採用試験	全般	聴覚・平衡機能	口話のため、座席を前方にすることを希望。	前方の座席を指定した。説明者、面接官等は、受験者の方を向き、ゆっくりとはっきりと話した。
					肢体不自由	解答作成の際、パソコン使用を希望。	解答作成の際、パソコンの使用を認めた。エレベータがない会場については、1階に別室を用意した。
	電話	学校・教育施設	視覚障害		研修等が行われる前に本人に電話で希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	拡大印刷資料配付、資料の事前送付、会場内の移動の誘導、座席指定時の個に応じた配慮、アンケートの代筆	
	電子メール		聴覚・平衡機能		研修等が行われる前に本人に電子メールで希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	手話通訳者の配置、指示文書交付、座席を前方に設定（読話のため）	
	その他	その他	公共施設		聴覚障害	手話通訳の実施	「ことばの輝き」優秀作品コンクール表彰式において手話通訳者を配置した
	電子メール	行政職員	学校・教育施設		視覚障害	技能検定において、レンズの使用、試技時間延長、問題用紙の拡大、顔を近づけての確認を希望。	レンズの使用、試技時間延長、資料の拡大を許可するとともに、事前に試技者の所作について情報を共有した。
					聴覚障害	技能検定において、手話通訳を希望。	手話通訳者を派遣した。
							技能検定において、難聴により声掛けの配慮を希望。
				男性	その他	技能検定において、吃音により、カードの使用や試技時間延長、本人のペースでの聞き取りを希望。	カードの使用や試技時間延長、本人のペースでの聞き取りを許可した。

所属	相談方法	相談者	場 所	障害当事者		相 談 内 容	対 応 内 容	
				性別	障害種別			
広島県教育委員会	電子メール	行政職員	学校・教育施設	全般	肢体不自由	技能検定において、義足着用上の評価の配慮、又は脚の屈折が難しいため評価内容の配慮を希望。	義足着用又は関節の動き上実現が難しい評価内容を不問とした。	
				女性	知的障害	技能検定において、一人で待つことに対する心理的不安があるため、試技順の配慮を希望。	試技前の一人で待つ待機時間ができないよう、試技開始直前に誘導係が試技会場まで誘導する。	
	電話	関係者		男性	難病	太陽光を浴びるとよくないので、部屋に陽が当たらないようにしてほしい。食事は食堂ではなく、陽の当たらないところで食べさせてもらいたいと希望	暗幕のある部屋を活動場所として確保した。食事提供は、暗幕のある部屋に持って行ってもらい、食事をとるよう許可をした。	
				女性	肢体不自由	ベッドで寝ることが困難な為、指導者用の和室部屋と一緒に寝させることは可能か。オムツをしている生徒がいるが、処分をどのようにしたらよいか相談。	一緒に寝ることを許可した。オムツ交換用の簡易処理箱を2箇所設置した。	
				全般	知的障害	他団体と一緒にではなく、単独で利用することはできないか相談。	他団体が利用できないように、その期間をブロックした。	
				FAX		視覚障害	当館所蔵のCD(クラシック・ジャズ)目録が見たい。(コンピュータでの閲覧は困難)	A3サイズに拡大した目録(墨字版)を作成・送付した。
	面談	本人		公共施設	男性	肢体不自由	歩行困難で両手に杖をついているため、図書館の利用のサポートが必要。	館内利用のサポート、インターネット予約受取館登録代行、貸出資料を運搬(地下駐車場まで)した。
					その他		体の片側が麻痺しているため、図書館の利用のサポートが必要。	タクシーまで図書館の車椅子で送迎、複写希望のため、複写申込書の代筆、複写作業の代行を実施。

広島県における障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供事例について(平成29年度)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
1 総務課	会議・研修		肢体不自由		会議の会場に近い駐車場の確保(会議出席者から)	会議の会場に近い駐車場の確保した。
2 総務課	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修講師の読み原稿の提供(研修受講者から)	研修講師の読み原稿を提供した。
3 県税事務所	その他	減免受付会場	聴覚・平衡機能		聴覚障害の方が補助者を伴わず単独で来所された時の申出	筆談でのやり取りを行った。
4 県税事務所	その他	減免受付会場	肢体不自由		上肢不自由な方が補助者を伴わず単独で来所された時の申出	職員が代筆を行い、申請内容を本人に確認した上で受理した。
5 県税事務所	その他	減免受付会場	肢体不自由			窓口まで自力歩行で来られたが、所内では設置している車椅子を勧め利用してもらった。
6 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能			日常会話の簡単な手話でコミュニケーションをとるよう心掛けている。
7 県税事務所	窓口対応		視覚		自身に通知書が送付されても確認する事が出来ないとの申出	点字等の対応が現段階で難しく、通知前に本人へ電話連絡し説明を行った。今後も該当となる視覚障害者へは同様の対応をとる予定である。
8 県税事務所	窓口対応		肢体不自由			介助者が同伴していない場合は、エレベーターや玄関口まで付き添いを行った。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
9 広報課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			平成29年6月18日(日)に実施した,不特定多数の県民を対象とするイベント「欲張りライブ懇談会」(広島会場)において,会場の前方に手話通訳者及び要約筆記を配置した。
10 広報課	イベント・フォーラム		肢体不自由			平成29年6月18日(日)に実施した,不特定多数の県民を対象とするイベント「欲張りライブ懇談会」(三次・福山・広島会場)において,あらかじめ車椅子の観客席を設けた。
11 自治研修C	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修受講時に手話通訳が必要である。	手話通訳者を配置
12 自治研修C	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修受講時に要約筆記が必要である。	要約筆記者を配置
13 自治研修C	会議・研修		肢体不自由		車で来所するため駐車場が必要である。	車椅子で来所する障害者用に駐車場の確保
14 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		視覚			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において転倒防止のため障害物を配置しないようにした。
15 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		視覚			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」の広報用チラシにおいて音声コードを掲載した。
16 人権男女共同参画課	会議・研修		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「人権啓発指導者養成研修会」において要約筆記の事前申し込みを受け付けた。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

	所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
		場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
17	人権男女共同参画課	会議・研修		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「広島県男女共同参画研修会」において手話通訳者を配置した。
18	人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において手話通訳及び要約筆記を設置した。
19	人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		肢体不自由			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において車椅子で来場する障害者用に駐車スペースを確保した。
20	県民活動課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		交通安全の表彰式の際、被表彰者から手話通訳者を配置して欲しいとの申出があった。	「平成29年度広島県交通安全県民大会」において、手話通訳者を配置した。
21	県民活動課	会議・研修		聴覚・平衡機能		聴覚障害者が出席するので、手話通訳をお願いしたいとの申し出があった。	「平成29年度広島県・市NPO法人実務者研修」において、手話通訳者を配置し、その目の前の席を確保した。
22	県民活動課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			社会貢献活動を行う企業、NPO、大学等が一堂に会し、活動発表、交流等を行う「たちまち全員集合」において、手話通訳者を配置した。
23	大学教育振興担当 (県立広島大学)	教育		内部障害		入学試験における服薬、別室受験	入学試験において、服薬及び別室受験の許可を行った。
24	大学教育振興担当 (県立広島大学)	教育		難病		入学試験における服薬、別室受験	入学試験において、服薬及び別室受験の許可を行った。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
25	大学教育振興担当 (県立広島大学)	教育		聴覚・平衡機能	入学試験における補聴器又はFMマイクの使用、座席を前列へ配席、文書伝達	入学試験において、補聴器又はFMマイクの使用許可、座席の前列への配席、及び文書伝達を行った。
26	地域福祉課	会議・研修		聴覚・平衡機能	研修内容の理解のため、手話通訳者を配置して欲しい。	介護保険事業者集団指導研修において手話通訳者を配置した。
27	地域福祉課	会議・研修		聴覚・平衡機能	聴覚障害のため、要約筆記者を配置してほしい。	広島県社会福祉審議会において、要約筆記者を配置した。
28	雇用労働政策課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		障害者合同面接会における手話通訳の配置 H29.10.3 広島会場、 H29.10.6 福山会場
29	教育センター	会議・研修		聴覚・平衡機能	補聴器を持っているが片方の耳はほとんど聞こえない	講師の音が聞き取りやすい位置に配席した
30	教育センター	会議・研修		視覚	通常の研修資料では見えない	研修受講者の机上にモニターを設置した
31	教育センター	会議・研修		視覚	通常の研修資料では見えない	研修資料を拡大した
32	教育センター	会議・研修		視覚	通常の研修資料では全く見えない	点字の研修資料を作成した
33	教育センター	会議・研修		視覚	通常の研修資料では見えない	本人所有のタブレット端末に研修資料を事前に配布した
34	学校経営支援課	会議・研修		聴覚・平衡機能		聴覚障害者が参加する会議であったため、手話通訳者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
35	乳幼児教育支援センター	会議・研修		聴覚・平衡機能	手話通訳者の配置希望(研修説明会参加のため)	幼稚園長及び教員等を対象とする説明会において手話通訳者を配置した。
36	義務教育指導課	会議・研修		聴覚・平衡機能	手話通訳者の配置希望	会議等において手話通訳者を配置した。
37	教職員課	その他	教員採用試験	視覚	点字による受験を希望。点字板, パーキンズプレイヤー, 触読式時計の持込を希望。	試験問題を点訳し, 提供した。点字板, パーキンズプレイヤー, 触読式時計の持込及び点字による解答を認めた。
38	教職員課	その他	教員採用試験	視覚	パソコンによる音声読み上げソフトを利用しての受験を希望。	音声読み上げソフトがインストールされた受験者のパソコンの持ち込み・使用を認め, 受験させた。解答については, ワードに入力させた。
39	教職員課	その他	教員採用試験	視覚	拡大読書器の使用を希望。	県立広島中央特別支援学校から拡大読書器を2台(受験者1名につき2台(1台は予備))借用し, 受験させた。
40	教職員課	その他	教員採用試験	視覚	拡大文字による文書提供を希望。(例)14ポイント以上, 22ポイント以上など	対象者が希望するポイント以上の拡大文字による文書を作成し, 配付した。
41	教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能	放送等による指示について, 文字で示すことを希望。	放送と同じタイミングで, 放送原稿を示し, 指さしをしながら提示した。
42	教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能	FMマイクの持ち込みを希望。	FMマイクの持ち込み・使用を許可するとともに, FMマイクの性質について, 他の受験者に事前説明を行い, グループワーク試験を実施した。
43	教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能	手話通訳者の配置を希望。	手話通訳者を配置した。
44	教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能	要約筆記者の配置を希望。(手話が十分に使えないため)	要約筆記者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
45 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		口話のため、座席を前方にすることを希望。	前方の座席を指定した。説明者、面接官等は、受験者の方を向き、ゆっくりとはっきりと話した。
46 教職員課	会議・研修		視覚		研修等が行われる前に本人に電話で希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	拡大印刷資料配付、資料の事前送付、会場内の移動の誘導、座席指定時の個に応じた配慮、アンケートの代筆
47 教職員課	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修等が行われる前に本人に電子メールで希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	手話通訳者の配置、指示文書交付、座席を前方に設定(読話のため)
48 特別支援教育課	会議・研修		聴覚・平衡機能		手話通訳の実施	手話通訳者の配置
49 特別支援教育課	会議・研修		視覚		配付資料の事前送付	配付資料の事前送付
50 特別支援教育課	会議・研修		視覚		配付資料の拡大座席の配慮	配付資料の拡大最前列に配席
51 特別支援教育課	その他	技能検定	聴覚・平衡機能		手話通訳の実施	手話通訳者の配置
52 特別支援教育課	その他	技能検定	聴覚・平衡機能		聞こえへの配慮	聞こえやすい右側から大きめの声で連絡・指示する
53 特別支援教育課	その他	技能検定	肢体不自由		義足での受検に対する配慮	作業内容の変更許可(左足を床に着けての作業を右足に変更)
54 特別支援教育課	その他	技能検定	知的障害		心理的不安への配慮(長時間待つことが苦手)	受検開始時刻の調整(検定会場での待機時間をできるだけ短くする)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
55 公務員課	雇用・就業		聴覚・平衡機能		身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験第1次試験において、手話通訳希望者1名がいた。	試験当日、手話通訳者を配置し、受付対応、試験説明、その他の随時説明での手話通訳を行った。
56 公務員課	雇用・就業		視覚			身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の受験案内及び申込書の印刷において、紙は白色の上質紙、文字色は濃緑色を使用し、文字と背景で色の明るさに差をつけた。
57 公務員課	雇用・就業		視覚			身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験において、点字版の受験案内を作成した。
58 交通部 運転免許課	窓口対応		肢体不自由		免許関係で来庁した際、足が不自由である旨を申し出た。また、申し出てはないが車いすで来庁した。	障害者用駐車枠の設置（広島運転免許センター3枠、東部運転免許センター9枠） 車いすの設置（広島運転免許センター2台、東部運転免許センター1台） ・障害者本人の申出により車いすを貸し出し、移動の補助を行った。 ・車いすでの来庁者に移動の補助を行った。
59 交通部 運転免許課	窓口対応		聴覚・平衡機能		耳が聞こえないため窓口勤務員等とやりとりができない。	手話講習を受講した警察官等による手話とホワイトボード(筆談)を併用した説明を行い、耳が聞こえない来庁者を支援した。
60 交通部 運転免許課	教育		聴覚・平衡機能		停止処分者講習を受講したいが耳が聞こえない。	障害者本人から福山市へ手話通訳の依頼があり、福山市手配の通訳人が講習会場の正面で講習内容を通訳するとともに、手話講習を受講した警察職員が障害者本人の隣で通訳の補助を行った。
61 交通部 運転免許課	窓口対応		聴覚・平衡機能		免許更新に来庁したが、耳が聞こえないので案内をして欲しい。	障害者本人の依頼により、手話講習を受講した警察職員が、一連の免許更新の手続きにつき手話通訳を行った。
62 広島中央警察署	窓口対応		聴覚・平衡機能		耳が聞こえにくいので筆談してほしい。	筆談で対応したり、相手方が聞き取りやすい位置に移動して、声をかけ対応した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
63 広島中央警察署	窓口対応		肢体不自由		届け出用紙に字を書けないので代筆してほしい。	職員が申出内容を代筆した。
64 広島中央警察署	窓口対応		肢体不自由		カウンターで立って書類作成できないので座って行わせてほしい。	来庁者用ソファーに座ってもらい、対応した。
65 広島南警察署	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		なし	警察・区役所・消防などが協同して行う防犯啓発イベントにおいて、ステージ発表の内容を随時要約筆記によりスクリーンに写し、聴覚障害者にも内容が分かるよう配慮した。

広島県における障害者差別解消法に基づく「環境整備」の事例(平成29年度)

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
1 財産管理課	施設利用		肢体不自由		無		必要な箇所から執務室のドアをスライドドアへ変更
2 財産管理課	施設利用		内部障害		無		身障者トイレの新設や、オストメイト設備を追加設置
3 県税事務所	施設利用		肢体不自由		無		職員が所属する執務室の出入りに支障がないよう、開き戸からハンドルの大きい引き戸へ変更した。
4 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		窓口に筆談用ホワイトボードを設置している。
5 県税事務所	窓口対応		肢体不自由		無		自動車税減免申請に関して、エレベーター停止日に、2F執務室の受付会場とは別に、1F会議室に臨時受付会場を設けた。
6 県税事務所	窓口対応		肢体不自由		無		納税者等の窓口対応時に地震が発生した場合、カウンター下へ避難させる措置をとることとしているが、車いす利用者など当該避難が困難な方への安全措置のためのヘルメットを窓口に配備した。
7 人事課	雇用・就業		視覚		無		職員採用試験において、文字を拡大した試験問題の提供や、拡大鏡の使用を認めているほか、平成27年度から点字試験を導入した。
8 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		肢体不自由		無		不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において車椅子利用者向けにステージ付近にスロープを設置した。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
9	文化芸術課	イベント・フォーラム		視覚		無	不特定多数の県民を対象とするイベント(けんみん文化祭ひろしま)の広報用チラシにおいて音声コードを掲載した。
10	医療介護計画課	その他	計画冊子の作成	視覚		無	計画冊子(概要版)の作成において、音声コードを印刷した。
11	地域包括ケア・高齢者支援課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無	不特定多数の県民を対象とする認知症関連講演会(尾道市内で開催)において、要約筆記を実施
12	秘書広報室	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無	「ひろしま教育の日」フォーラムにおいて手話通訳者を配置した
13	秘書広報室	イベント・フォーラム		肢体不自由		無	「ひろしま教育の日」フォーラムにおいて車椅子用のスペースを確保した
14	秘書広報室	イベント・フォーラム		視覚		無	チラシ作製の際、音声コードを作成・掲載した
15	秘書広報室	その他	広報紙	視覚		無	広報紙「くりっぷ」作成の際、点字版を作成した
16	特別支援教育課	会議・研修				無	学校管理職、特別支援教育コーディネーター、初任者を対象とした研修会で、障害者差別解消法、合理的配慮について説明

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
17 特別支援教育課	会議・研修				無		市町教育委員会の特別支援教育・就学指導担当者を対象とした研修会で、障害者差別解消法、合理的配慮について説明
18 特別支援教育課	会議・研修				無		技能検定部会において、技能検定における合理的配慮について説明
19 義務教育指導課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		ことばの輝きコンクールにおいて手話通訳者を配置した
20 警務部人材育成課	会議・研修				無		部外講師により、発達障害のある方への理解と対応に関する教養を実施した。
21 警務部人材育成課	会議・研修				無		職員に対する手話講習を実施した。
22 広島南警察署	施設利用		肢体不自由		無		広島南警察署皆実町交番の出入口スロープを補修した。
23 佐伯警察署	施設利用		肢体不自由		無		佐伯警察署五月が丘交番の事務室内改修を行い、車いすでも利用しやすいようカウンターの一部をローカウンターにした。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
24 広島中央警察署 広島東警察署 三原警察署	施設利用		肢体不自由		無		<p>広島東警察署及び交番(広島中央警察署舟入交番,三原警察署宮沖交番)を次の仕様で建築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身障者用トイレの設置 ・受け付けカウンターには車いすでも利用しやすいよう カウンターの一部にローカウンターを設置 ・出入口にはスロープ及び手すりを設置 ・身障者駐車枠の設置 ・点字案内板及び点字ブロックの設置(警察署)
25 安芸高田警察署	施設利用		肢体不自由		無		<p>車いすの設置が無かったため,購入し1階窓口に設置した。</p>

市町における障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供事例について(平成29年度)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
1 広島市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		障害者本人からの申出はないが、合理的配慮を提供した。	市民を対象とした講演会において、手話通訳者と要約筆記者を配置した。
2 呉市	教育		発達障害			学校において、児童・生徒の心が落ち着かないときは、保健室・生徒指導室・職員室へ一時待避することができるようにした。
3 呉市	その他	健康診断	発達障害		児童の保護者から「学校での健診で、長時間並んで待つのが苦手である」との申出があった。	待ち時間が発生しないよう、健診の順番を最初にした。
4 呉市	その他	健康診断	発達障害		児童の保護者から「健診などの大勢の人が集まる所では落ち着くことができない」との申出があった。	周囲からの視界が遮られるようなスペースで順番待ちできるようにした。
5 呉市	その他	展示物鑑賞	視覚			博物館では、展示物に触れることを禁止しているが、視覚障害者については、学芸員立ち会いのもと、一部の展示に直接触れることができるようにした。
6 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数を対象とするイベントにおいて、手話通訳者を配置した。
7 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数を対象とするイベントにおいて、パソコン要約筆記を実施した。
8 呉市	イベント・フォーラム		視覚			不特定多数を対象とするイベントの広報チラシに、音声コードを貼付した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
9 呉市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		呉市健康の日ウオーキング大会の開会式において「手話通訳者を配置してほしい」との申出があった。	開会式に手話通訳者を配置した。
10 呉市	施設利用		発達障害		放課後児童会に通う発達障害児の保護者から「指導員を加配してほしい」との要望があった。	市内部の基準に沿って、指導員を加配した。
11 竹原市	教育		その他	在籍する児童生徒の障害	児童生徒の保護者からの就学に向けての意向や希望、思いなど。	障害をもった児童生徒が適切に教育を受けられる環境を整備し学校へ受け入れた。
12 竹原市	教育		知的障害		児童生徒の保護者から学習面の補助等を行う介助員の配置について希望があった。	在籍学級に介助員を配置した。
13 竹原市	教育		発達障害		児童生徒の保護者から突発的な行動に対応する介助員の配置について希望があった。	安全面の確保や危険回避、クールダウン時の対応等を担う介助員を配置した。
14 福山市	交通		内部障害		身体障がい者(心臓機能障がい1級)の人が車椅子で商業施設のシャトルバスに乗車しようとしたが、乗車できなかった。	シャトルバスの運行を受託しているバス会社に確認をしたところ、「シャトルバスは車椅子の専用スペースがなく、安全面から対応できないが、障がい者への配慮については運転手に指導する。」とのことであった。
15 福山市	交通		聴覚・平衡機能		到着駅を知らせる車内アナウンスが聞こえないため、乗り過ごしてしまった。特に夏場においては、車窓のブラインドが下ろされていることがあり、外の景色からの情報を得ることが難しいので、電車内に電光掲示板を設置してほしい。	関係課を通じて、鉄道会社に相談内容を伝えた。電光掲示板の設置は困難だが、耳の不自由な方への配慮として、「筆談によりご案内いたします。係員にお申し出ください。」と記載したシールを窓口に掲示しており、困っていることを駅員まで伝えてもらえれば、対応するとのことであった。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
16 福山市	交通		聴覚・平衡機能		バスに乗車していたが、車内にヘルプマークの表示がなく、優先座席を譲ってもらえなかった。運転手にマークの趣旨についての研修をしてもらいたい。	バス会社に相談内容について情報提供し、ヘルプマークの啓発用ステッカーが届き次第貼付してもらうよう依頼するとともに、運転手にマークの趣旨や対応方法について周知するよう依頼した。
17 福山市	その他	行政機関	その他	構音障害	発音が正しくできず、電話が困難なため、FAXやメールで問合せができるよう、市の様式の問合せ先の欄にFAX番号とメールアドレスの記載を追加してほしい。	関係課に依頼し、問合せ先の欄にFAX番号とメールアドレスを追加した。
18 福山市	施設利用		視覚		商業施設の入口にある点字ブロックをエレベーターの前まで延長してほしい。また、点字ブロックと床の識別が難しいので、精度を上げてほしい。	点字ブロックをエレベーターの前まで延長することや精度をあげることにについて、2018年度に対応予定。
19 府中市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			講演内容を手話で伝える・講演内容の要約をプロジェクターで映す。
20 三次市	会議・研修		聴覚・平衡機能		会議・研修時における手話通訳・要約筆記派遣の要請	要請に基づき、手話通訳・要約筆記の派遣依頼を行った。
21 庄原市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			市が実施した講演会、戦没者追悼式等において、手話通訳や要約筆記を配置した。
22 庄原市	その他	郵便物	視覚		市役所からの郵便物だとわかるように、封筒の送り主記載箇所へ点字シールを貼って欲しい。	申し出のとおり障害者宛の郵便封筒の送り主記載箇所へ、市役所とわかる点字シールを貼って郵送している。
23 大竹市	窓口対応		視覚		申請書を代筆して欲しい。	聞き取りにより申請書を代筆した。
24 安芸高田市	イベント・フォーラム		肢体不自由			誘導及び車椅子スペース確保した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
25 安芸高田市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		音声言語での意思疎通ができない。	障害者スポーツ交流会、及びフライングディスク大会に手話通訳者と要約筆記者を派遣した。
26 安芸高田市	会議・研修		聴覚・平衡機能		会議で発言者の声が聴こえない。(聴こえにくい。)	自立支援協議会に要約筆記者を派遣し、会議の簡単な議事録を作成し配布した。
27 府中町	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			町主催イベントへの手話通訳者及び要約筆記者の派遣 (敬老大会, ヒューマンフェスタ, 成人式, 講演会等)
28 安芸太田町	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数を対象とするイベントにおいて、要約筆記の配置を行った。
29 世羅町	窓口対応		発達障害		音、光、ほこり等に感覚過敏・アレルギーがある。	別室に案内し、落ち着いて話ができる環境を整えた。
30 世羅町	窓口対応		精神障害		家に届いた書類の手続きの要否等が分からず、一式町の窓口へ持参される。	全ての書類について手続きの要否、手続き期限等の内容を一緒に確認し、丁寧に説明して理解・安心していただいた。手続きが必要なものについては担当窓口へつなげた。

市町における障害者差別解消法に基づく「環境整備」の事例(平成29年度)

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
1 広島市	施設利用		その他	すべての障害者	無		次年度予算要求にあたり、障害者を含めたすべての市民が安全かつ快適に施設を利用できるよう、所管施設の構造の改善及び設備の整備等について予算措置を行うよう庁内各課へ依頼した。
2 広島市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		次年度予算要求にあたり、本市が開催する各種行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置について予算措置を行うよう庁内各課へ依頼した。
3 広島市	その他	行政一般	視覚		無		次年度予算要求にあたり、本市が発行する印刷物における音声コード(SPコード)印字及びデジタル版の作成について予算措置を行うよう庁内各課へ依頼した。
4 呉市	教育		発達障害		無		障害特性について、全教職員に対し研修の機会を設けるとともに、児童個々への対応を協議し、情報を共有した。
5 呉市	交通		肢体不自由		無		本庁舎入口に隣接した障害者等用駐車場を2台から4台に拡充するとともに、屋根を設置した。
6 呉市	施設利用		肢体不自由		有	放課後児童会に通う児童の保護者から「トイレを洋式に改修してほしい」との申出があった。	和式トイレを洋式トイレ(温水洗浄対応)へ改修した。
7 呉市	施設利用		発達障害		有	放課後児童会に通う発達障害児の保護者から「クールダウンスペースを確保してほしい」との申出があった。	仕切り板を設置し、固定化した生活場所を提供できるようにした。
8 竹原市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		窓口業務のカウンターに筆談ボードを設置している。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
9 竹原市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		市が主催する市民講座や講演会において舞台に手話通訳及び要約筆記を配置した。
10 竹原市	教育		肢体不自由		無		学校の施設改修として、昇降機及び多目的トイレを設置した。介助員を配置した。
11 三原市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		市役所の窓口に筆談マークを設置し、聴覚障害のある人に分かりやすい表示を行った。
12 福山市	施設利用		発達障がい		無		施設を利用する発達障がいのある子どもが、衝動的に自動ドアから道路へ飛び出してしまうよう、自動ドアにタッチボタンを設置した。
13 福山市	施設利用		肢体不自由		無		上記のタッチボタンを設置した際、子どもが容易にボタンを押せないよう通常より高い位置へ設置をしたが、車椅子を利用する来訪者も無理なく出入りできるよう、実際に車椅子利用者に聞き取りを行い、ボタンを設置する高さを決定した。
14 福山市	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		無		環境保全講演会の参加者を対象に手話通訳者及び要約筆記者を配置した。
15 福山市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		平成29年9月議会から、本会議において、常に手話通訳士を配置し、会議の手話通訳を行った。
16 福山市	会議・研修		聴覚・平衡機能		無		2017年(平成29年)9月定例会から、本会議の中継映像に手話通訳の映像を合成して配信できるよう設備を整備した。

【環境の整備(法5条関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
17 福山市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		各課の窓口や施設の受付などの分かりやすい場所に「筆談マーク」を掲示するよう依頼し、各課において対応した。
18 福山市	窓口対応		聴覚・平衡機能		無		窓口で証明を発行する際に聞き取りが必要な事項について、あらかじめ質問とそれに対応する答えのカードを作り指差すことで、時間短縮や負担軽減につながった。
19 福山市	窓口対応		肢体不自由		無		立ち上がる際の負担を軽減するため、待合の椅子の一部を手すりつきのものに変更した。



広島県あいサポート運動企業・団体表彰について

〔平成 30 年 10 月 19 日
障害者支援課〕

1 趣旨

平成 23 年 10 月から取り組んでいる「あいサポート運動」が、各地域において実践され、全県に広がるよう、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行っている「あいサポート運動企業・団体」を表彰する。

2 表彰式の日程等

あいサポートアート展の入賞作品表彰式に併せて、知事表彰状を授与して行う。

○日時：平成 30 年 10 月 30 日（火） 13 時～13 時 40 分

○場所：広島県立美術館 地下 1 階講堂

3 表彰企業・団体一覧

企業・団体名	業務の内容	取組開始	取組内容
H B G 重度・重複障害児 スポ・レク活動教室 「はなまるキッズ」 (安芸郡坂町平成ヶ浜 3-3-20)	重い障害を有する 子どもの運動、 スポーツ教室・運 動・スポーツ支援 サポーターの育 成 等	平成19年	重い障害を有する子どもの運動・ス ポーツ教室の実施 アダプテッド・スポーツの開発 支援者の育成
塩野義製薬株式会社 広島営業所 (広島市中区鉄砲町10-12 広島鉄砲町ビルディング 12階)	医薬品の製造、販 売	平成30年	従業員への障害に関する知識の習得 の斡旋 ペアレント・トレーニングの実施 子どもの未来セミナーの開催
広島支援機器研究会 (廿日市市大東6-24)	障害者の支援機 器の自作と普及、 最新の障害者支 援技術の紹介 等	平成22年	障害者支援機器の自作の普及 障害者支援機器の紹介・報告・体験
株式会社昭和観光社 (東広島市黒瀬町大多田 828-2)	旅行業、外出支 援、コンサルタン ト事業 等	昭和57年	福祉施設・団体の旅行支援及び障害 者・高齢者の旅行支援 サポーター養成講習実習ツアーの実 施 観光関係者及び障害者・家族・支援 者向け研修会の開催

4 参考

「あいサポート企業・団体」認定数： 623 企業・団体（平成 30 年 9 月末現在）

「あいサポート運動」及び「あいサポート運動」出前講座に関する取組調査について

【調査の趣旨】

広島県におきましては、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、平成26年3月に「第3次広島県障害者プラン」を策定しました。その中で「あいサポート運動」を重点的な取組のひとつとして掲げ、県民をはじめ企業・団体等が、障害の内容・特性を知り、障害者や障害それぞれに必要な配慮などについての理解を深め、ちょっとした手助けが実践できるよう運動を展開しています。

本年度、障害者プラン最終年度を迎え、この運動が県民に対してより効果的な取組となるよう、広島県が認定している「あいサポート」企業・団体及び平成24年度から平成29年度の間に、「あいサポート運動」に係る出前講座を受講された企業・団体及びその受講者を対象として、受講後の意識・行動の変化に関するアンケート調査を実施し、今後の参考にすることとしました。

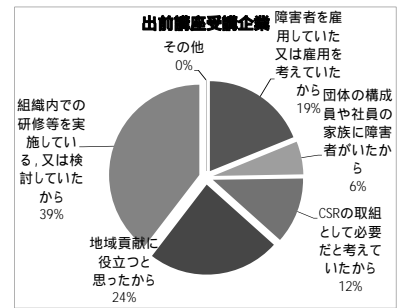
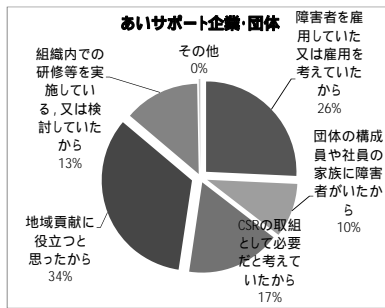
「あいサポート運動」に関する取組調査について

【調査方法】

調査期間 平成30年6月27日から平成30年7月31日まで
 調査方法 郵送による依頼、回答についてはメール、郵送又はFAX
 調査対象 広島県内の「あいサポート」企業・団体611、出前講座受講企業・団体等362
 回答企業・団体 「あいサポート」企業・団体208（回答率34%）、出前講座受講企業・団体74（回答率20%）
 回答方法 選択式（その他欄への自由記載及び複数選択可）

あいサポート企業・団体の認定または出前講座を受講した理由は何ですか。

	あいサポート企業等	出前講座受講企業等	合計
障害者を雇用していた又は雇用を考えていたから	93	19	112
団体の構成員や社員の家族に障害者がいたから	35	6	41
CSRの取組として必要だと考えていたから	61	12	73
地域貢献に役立つと思ったから	122	24	146
組織内での研修等を実施している、又は検討していたから	49	40	89
その他	1	0	1



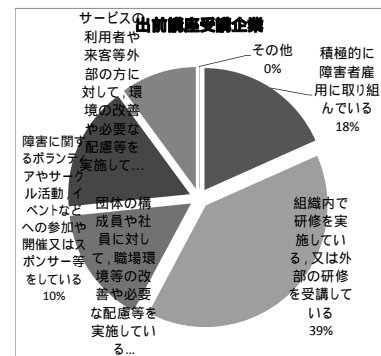
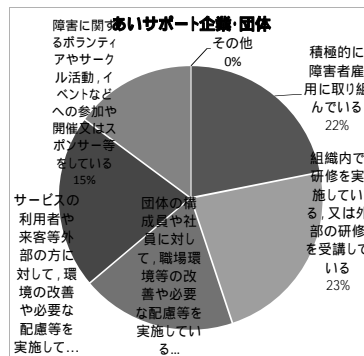
【その他一部抜粋】

障害当事者の団体として障害の内容、特性を知り、受け手にとどまらず、他の障害の理解を深め手助けができることを目指す。家族として障害の理解を深めたいから。業務を行う上で、必要な知識と感じた。障害者差別解消法対応のため。など

「あいサポート」企業・団体の認定を申請した理由で一番多かったのは、「地域貢献に役立つと思ったから」での割合が34%となっており、「あいサポート」の出前講座を受講した理由で一番多かったのは、「組織内での研修等を実施している、又は検討していたから」で39%となっている。

「あいサポート運動」の取組として現在又は過去にどのような取組をしていますか。

	あいサポート企業等	出前講座受講企業等	合計
積極的に障害者雇用に取り組んでいる	75	20	95
組織内での研修等を実施している、又は外部の研修を受講している	79	43	122
団体の構成員や社員に対して、職場環境等の改善や必要な配慮等を実施している	65	17	82
サービスの利用者や来客等外部の方に対して、環境の改善や必要な配慮等を実施している	73	18	91
障害に関するボランティアやサークル活動、イベントなどへの参加や開催又はスポンサー等をしている	51	11	62
その他	0	0	0



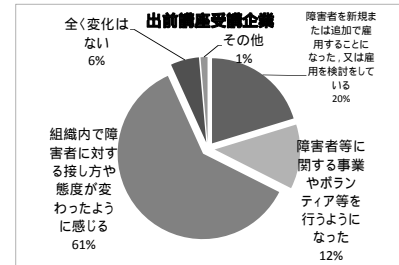
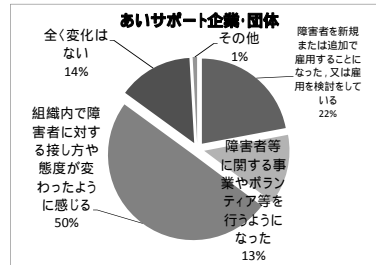
【その他一部抜粋】

障害者就労施設からの物品購入。障害のある子供の保護者の会の立ち上げ。など

「あいサポート運動」の取組として現在又は過去に行っている取組として一番多かったのは、「組織内での研修等を実施している、又は外部の受講」で、続いて障害者雇用や環境改善の実施となっている。

「あいサポート運動」の取組をして、変化がありましたか。

	あいサポート企業等	出前講座受講企業等	合計
障害者を新規または追加で雇用することになった、又は雇用を検討している	50	15	65
障害者等に関する事業やボランティア等を行うようになった	30	9	39
組織内で障害者に対する接し方や態度が変わったように感じる	113	45	158
全く変化はない	32	4	36
その他	2	1	3



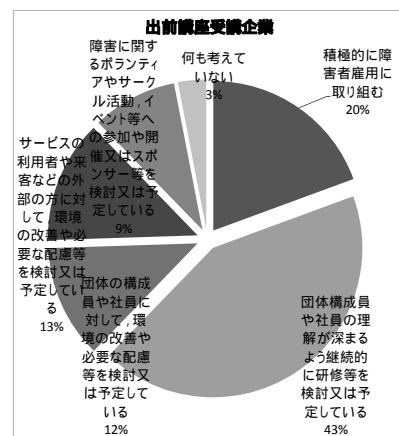
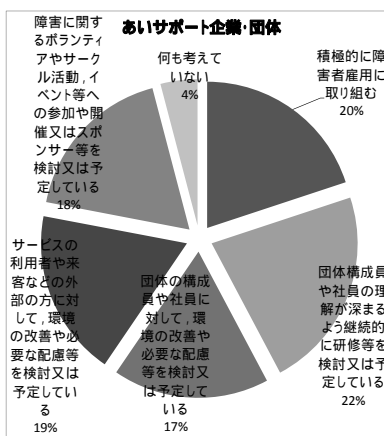
【その他一部抜粋】

差別解消法に対する認識が深まった。職員が自らの業務の意味を再確認できたと思う。会員の中にあいサポーターバッジを付けている人を多く見かけるようになった。など

あいサポート企業・団体及び出前講座受講企業において、両方とも「組織内で障害者に対する接し方や態度が変わったように感じる」の回答が半数以上を占めている。その他、20%程度の企業等で障害者雇用の促進及び検討がなされ、10%程度の企業等で「障害者等に関する事業やボランティア等を行うようになった」となっている。

今後「あいサポート運動」でどのような取組を検討、又はする予定ですか。

	あいサポート企業等	出前講座受講企業等	合計
積極的に障害者雇用に取り組む	68	19	87
団体構成員や社員の理解が深まるよう継続的に研修等を検討又は予定している	76	42	118
団体の構成員や社員に対して、環境の改善や必要な配慮等を検討又は予定している	59	12	71
サービスの利用者や来客などの外部の方に対して、環境の改善や必要な配慮等を検討又は予定している	63	13	76
障害に関するボランティアやサークル活動、イベント等への参加や開催又はスポンサー等を検討又は予定している	61	9	70
何も考えていない	14	3	17



継続的な研修等の実施を検討しているところが一番多く、その他、障害者雇用への取組や、環境改善、ボランティアへの参加などが同程度の回答となっている。

今後「あいサポート運動」に期待することや、行ってほしい運動内容は何ですか。

- ・あいサポート運動からのボランティアサークル活動、イベント等の積極的な情報提供を行ってほしい。
- ・イベント開催時での支援。
- ・あいサポート運動のシンボルであるバッジを多くの方々に装着してほしい。
- ・運動参加企業同士の交流会（情報交換の場）をもっと実施してほしい。
- ・企業・団体間の交流ができるようなイベントがあればいい。
- ・具体的な運動・勉強会などが少なく、事例発表会のようなことをしてもらいたい。
- ・現行の取組の継続的な実施。
- ・広告等を増やしていただくことにより認知度も深まり、活動の取組もより充実すると思う。
- ・広報で継続的に「あいサポート運動」の内容、意義を繰り返し繰り返し伝えて、又、参加して活発に活動している団体・企業をどしどし公表して、広島～日本全体へ社会全般の流れとして、大きなウェーブを起こしてほしい！広島県がその先駆けであってほしい！！
- ・障害者雇用に関する注意点などの研修。
- ・まだまだ認知度が低い。
- ・リーダー研修会をもっと増やして欲しい。
- ・「あいサポートアート展」「あいサポートふれあいコンサート」など、障害者自らが積極的に参加して、地域の方々も楽しめる活動を今後も継続して開催していただき、これらの活動により、地域共生型社会の実現に向けて、県民の障害への理解がより深まればと思います。
- ・「あび隊」の講演は、具体的な体験を盛り込まれた素敵な研修でしたので、今後も学生に是非、経験してほしいと考えております。
- ・災害時の避難行動の支援のあり方などについて、ともに学びたい。
- ・生徒が積極的に参加できるボランティア活動や交流会について知らせてほしい。

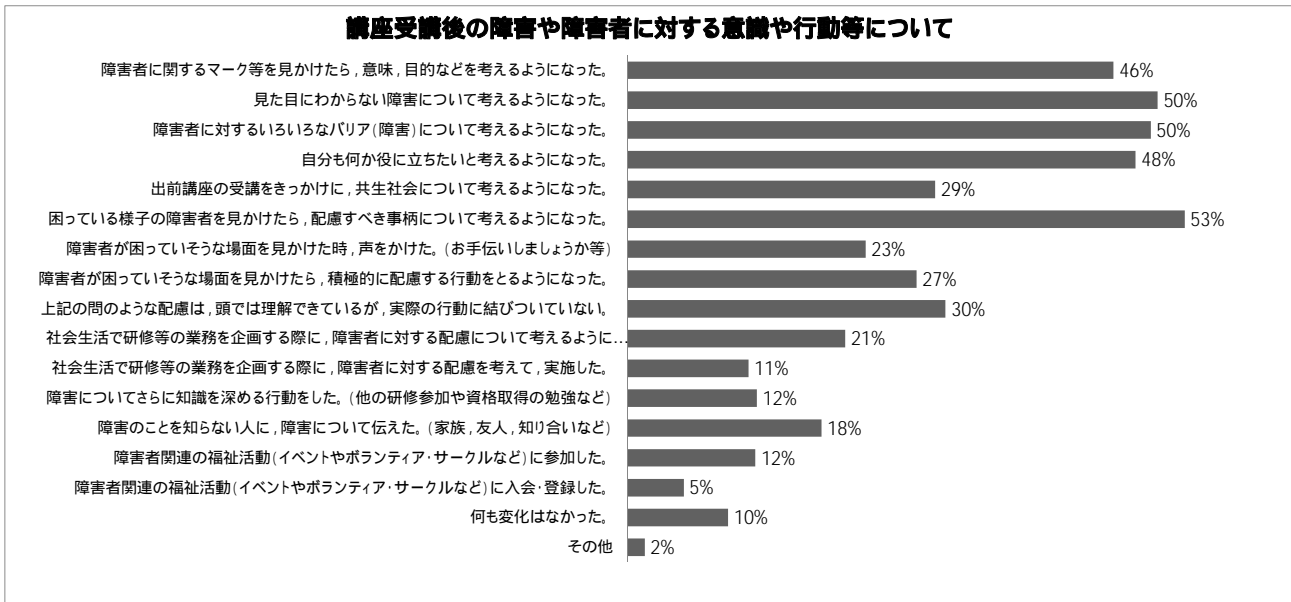
「あいサポート運動」出前講座 受講後アンケート調査について

【調査方法】

調査期間 平成30年6月27日から平成30年7月31日まで
 調査方法 郵送による依頼。回答についてはメール、郵送又はFAX
 調査対象 平成24年度から平成29年度の間に出前講座を受講された方
 回答者数 619名
 回答方法 選択式（その他欄への自由記載及び複数選択可）

出前講座を受講された方の内、回答があった619名を100%として、年代別・職業等別及び全体で分析。

出前講座受講後の障害や障害者に対する意識や行動等について変化はありますか。



【その他一部抜粋】

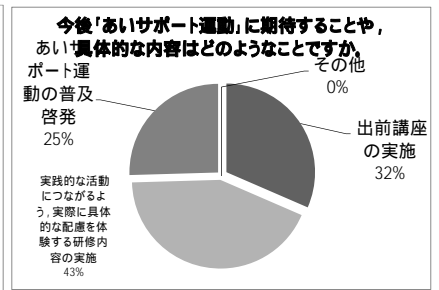
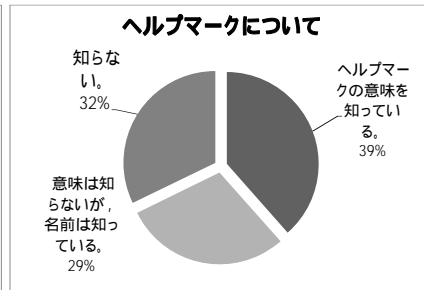
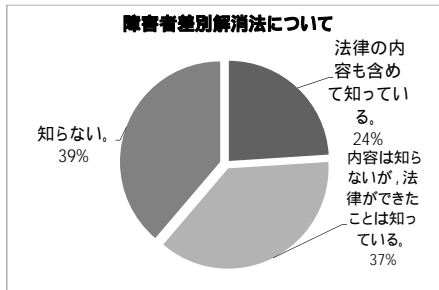
障害者雇用について事前に情報確認、伝達等を行い定着率向上に努めた。など

前半の「考えるようになった。」とある意識の変化の項目については、5割前後の方が変化を感じており、具体的な行動の変化については、声をかけた方が23%、積極的に配慮の行動をするようになったのが約3割となっている。また、何も変化はなかったと回答は1割となっており、受講者の9割が意識または行動変化があったと回答している。一方で、頭では理解できているが、実際の行動に結びついていないという方も30%おり、意識の変化が行動に結びつくようにしていくことが求められる。

年代	障害者に関するマーク等を見かけたら、意味、目的などを考えるようになった。	見た目にはわからない障害について考えるようになった。	障害者に対するいろいろなバリア(障害)について考えるようになった。	自分も何か役に立ちたいと考えるようになった。	出前講座の受講をきっかけに、共生社会について考えるようになった。	困っている様子の障害者を見かけたら、配慮すべき事柄について考えるようになった。	障害者が困っているような場面を見かけた時、声をかけた。(お手伝いしましょうか等)	障害者が困っているような場面を見かけたら、積極的に配慮する行動をとるようになった。	上記の問のような配慮は、頭では理解できているが、実際の行動に結びついていない。	社会生活で研修等の業務を企画する際に、障害者に対する配慮について考えるようになった。	社会生活で研修等の業務を企画する際に、障害者に対する配慮を考えて、実施した。	障害についてさらに知識を深める行動をした。(他の研修参加や資格取得の勉強など)	障害のことを知らない人に、障害について伝えた。(家族、友人、知り合いなど)	障害者関連の福祉活動(イベントやボランティア・サークルなど)に参加した。	障害者関連の福祉活動(イベントやボランティア・サークルなど)に入会・登録した。	何も変化はなかった。	その他
10代以下	43%	43%	41%	51%	22%	48%	17%	26%	34%	17%	12%	11%	11%	12%	7%	20%	3%
20代	50%	73%	59%	73%	36%	64%	32%	32%	41%	23%	18%	45%	41%	9%	5%	9%	0%
30代	49%	59%	49%	46%	26%	54%	13%	31%	23%	23%	15%	5%	21%	10%	8%	0%	3%
40代	54%	61%	53%	38%	28%	53%	17%	22%	21%	18%	12%	17%	20%	5%	3%	1%	5%
50代	46%	62%	54%	43%	26%	46%	29%	33%	28%	25%	12%	12%	20%	9%	3%	1%	1%
60代以上	48%	48%	57%	48%	32%	68%	37%	28%	30%	26%	8%	9%	27%	20%	5%	1%	2%
不明	43%	43%	14%	57%	29%	29%	14%	29%	29%	14%	14%	14%	29%	14%	14%	0%	0%

10代以下や20代など、若年層において、頭では理解できているが行動に結びついていない方の割合が高いが、一方で、ボランティアやサークルなどへの参加・登録等については、40代・50代よりも高い割合となっている。特に、20代は、前半の「考えるようになった。」という意識の変化の項目について高い割合となっている。

障害者差別解消法及びヘルプマークについて知っていますか。また、今後「あいサポート運動」に期待することや、具体的な内容はどのようなことですか。



年代	法律の内容も含めて知っている	内容は知らないが、法律ができたことは知っている	知らない	年代	ヘルプマークの意味を知っている	意味は知らないが、名前は知っている	知らない	年代	出前講座の実施	実践的な活動につながるよう、実際に具体的な配慮を体験する研修内容の実施	あいサポート運動の普及啓発	知らない
10代以下	11%	31%	57%	10代以下	19%	29%	49%	10代以下	39%	41%	19%	1%
20代	27%	45%	27%	20代	41%	32%	32%	20代	45%	55%	14%	14%
30代	38%	28%	26%	30代	56%	15%	26%	30代	15%	69%	33%	8%
40代	37%	39%	18%	40代	54%	25%	13%	40代	30%	46%	38%	5%
50代	39%	36%	24%	50代	57%	25%	13%	50代	34%	46%	41%	5%
60代以上	27%	48%	18%	60代以上	48%	31%	14%	60代以上	28%	51%	30%	6%
不明	14%	14%	43%	不明	14%	43%	29%	不明	29%	29%	43%	43%

【その他一部抜粋】

子ども達にもわかりやすかったようですので、ぜひ実践力に結びつくような研修をお願いします。知名度UPを望みます。出前講座は本当に有意義である。「あいサポート運動」主催のイベントやボランティア、サークル等を積極的に開催してほしい。もっとわかりやすく幅広い体験に期待する。など

障害者差別解消法、ヘルプマークについて知らないという方はそれぞれ3～4割。あいサポート運動において、出前講座等研修に対する要望が多いことから、あいサポート運動の中で、障害者差別解消法及びヘルプマーク等丁寧に説明をしていくことが必要。

また、「実践的な活動につながるような研修内容」の実施を期待する意見が多い。

平成30年度広島県障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	広島大学大学院 社会科学研究科 教授	横藤田 誠	部会長
障害当事者 団体	広島県身体障害者団体連合会 会長	村井 憲治	
	広島県手をつなぐ育成会 会長	副島 宏克	
	広島県精神保健福祉家族会連合会 代表理事	岡本 智恵子	
	広島県視覚障害者団体連合会 会長	前川 昭夫	
	広島難病団体連絡協議会 会長	後藤 淳子	
	広島自閉症協会 理事長	小野塚 剛	
	高次脳機能障害サポートネットひろしま 理事長	瀧田 小夜子	
	広島聴覚障害者協会 理事長	大西 章雄	
教育	広島県特別支援学校長会 会長	山下 睦子	
	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	中元 由美	
福祉等	広島県社会福祉協議会 常務理事	衣笠 正純	
	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	佐藤 裕幸	
	広島県身体障害者施設協議会 副会長	小谷 貴弘	
	広島県知的障害者福祉協会 副会長	井上 一成	
	広島障害者職業センター 所長	三島 浩徳	
保健・医療	広島県医師会 常任理事	渡邊 弘司	
	広島県歯科医師会 理事	三戸 敦史	
	広島県看護協会 副会長	菊田 晴美	
	広島県精神科病院協会 副議長	長尾 正嗣	
事業者	広島県商工会議所連合会 事務局長	植野 実智成	
	広島県商工会連合会 専務理事	石井 正朗	
	広島県経営者協会 専務理事	中野 博之	
	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	荒川 勇	
	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	石原 壽之	
	全日本不動産協会広島県本部 副本部長	伊折 一夫	
	広島県バス協会 専務理事	西川 雅己	
法曹等	広島弁護士会 弁護士	菊永 将浩	
	広島司法書士会 理事	天田 晴美	
国行政機関	広島法務局 人権擁護部 第二課長	尾中 芳孝	
	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	角 浩之	
	中国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	花野 和広	
県行政機関	広島県 環境県民局 消費生活課長	平山 直行	
	広島県 健康福祉局 健康対策課長	海嶋 照美	
	広島県 健康福祉局 障害者支援課長	岩崎 和浩	
	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	柴田 勉	
	広島県 教育委員会管理部 総務課長	大内 貞夫	
	広島県 教育委員会教育部 特別支援教育課長	西岡 律子	
	広島県 警察本部警務部 警務課長	増田 昌昭	